

41105

教科書文庫

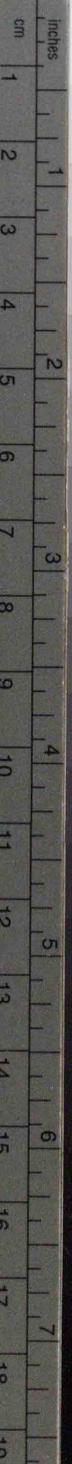
4
670
32-1937
2000081561

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

**Kodak Color Control Patches**

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

教科書文庫
4
670
32-1937
2000081561

改訂版

廣島縣教育會編

最新商業教科書

下

瞭文堂發行

資料室

教科書文庫

4

670

32-1937

2000081561

86
670
昭12

文部省検定済
昭和十二年五月二十一日

版訂改

廣島縣教育會編

最新商業教科書

下卷

東京 瞭文堂 發行

広島大学図書

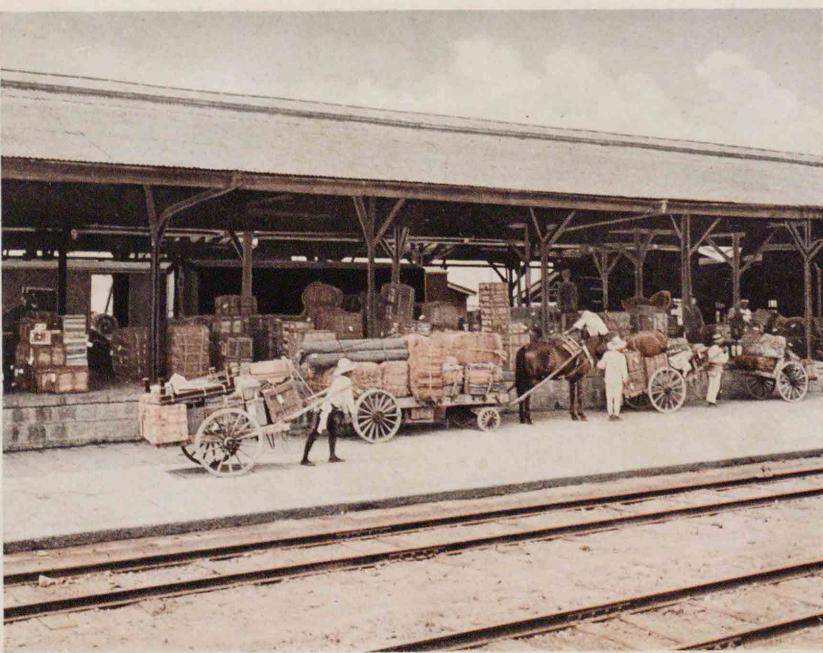
2000081561



廣島驛

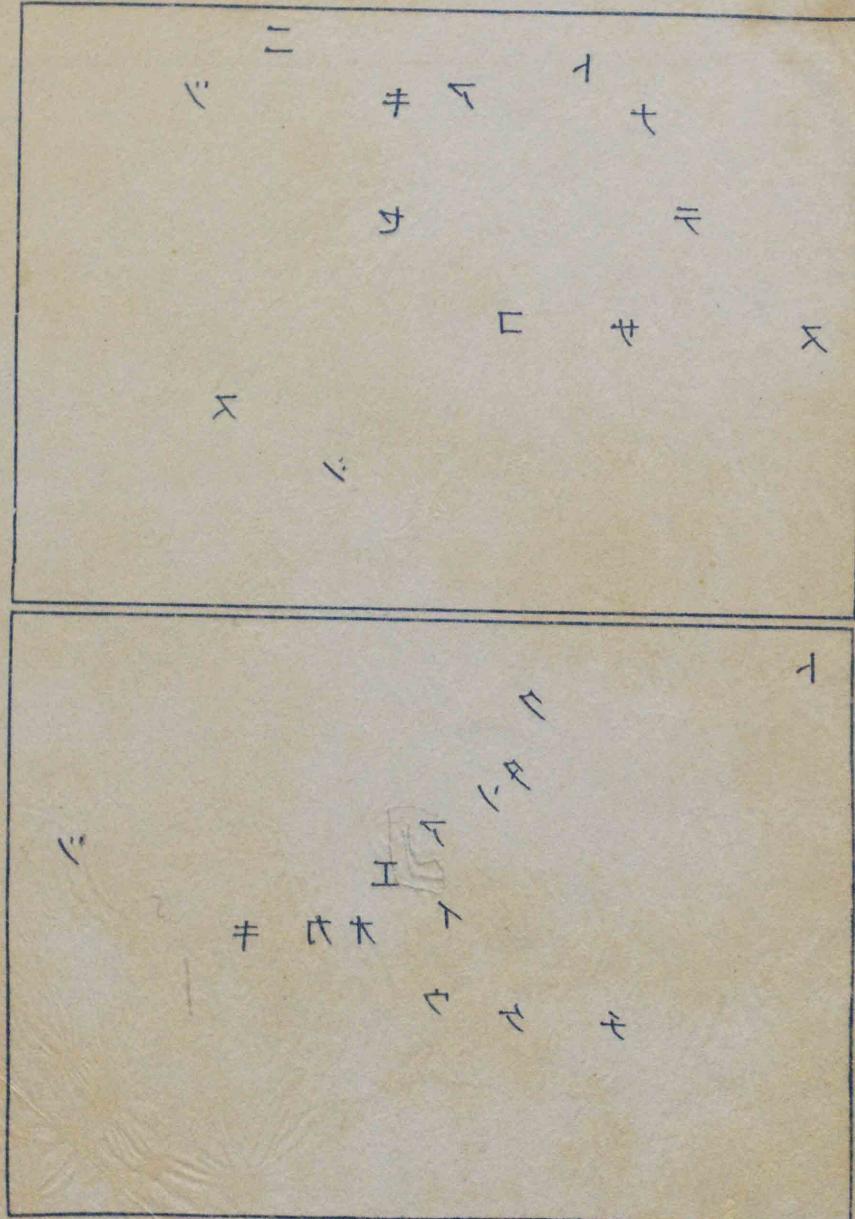


廣島驛貨物積卸場の一部

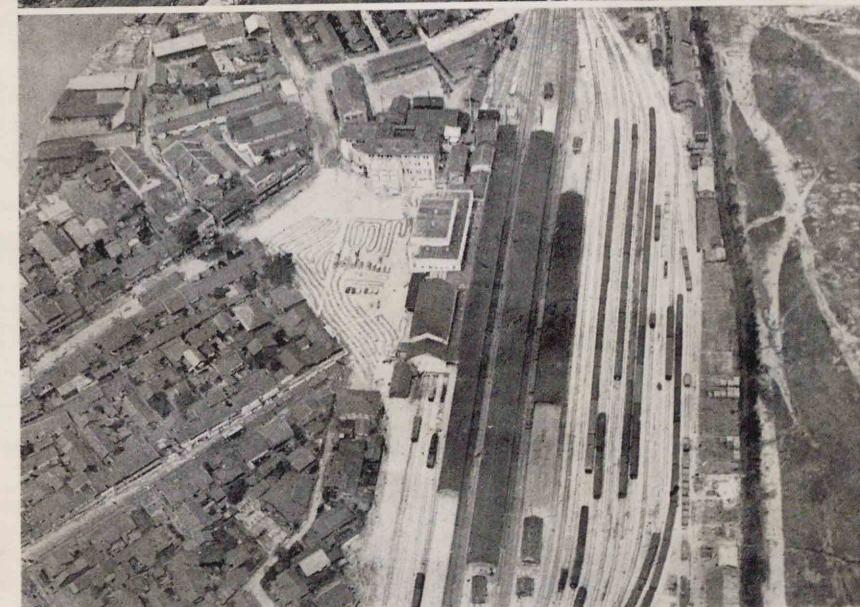
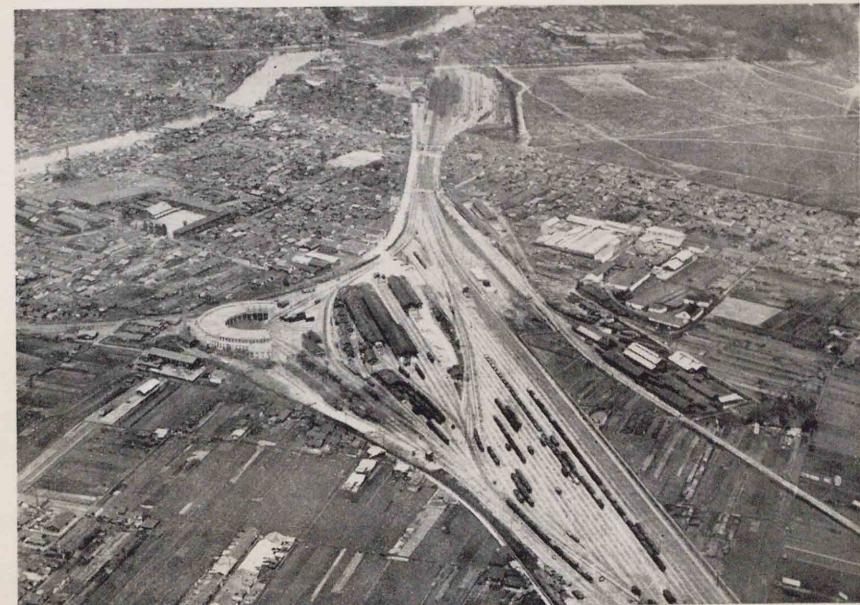


1930年
1月
12日

1218



上 廣島驛操車場附近(鳥瞰圖) 下 廣島驛構內附近(鳥瞰圖)



ア廣島驛本館 ハ廣島驛別館 ウ宇品線昇降場 エ山陽本線下り列車乗降場 才山
陽本線上り列車乗降場 ハ吳線及び藝術線乗降場 ナ廣島驛(本驛)構内線路 ク廣
島鐵道局運輸保線両事務所 ケ廣島鐵道俱樂部 コ廣島驛貨物取扱所 サ廣島機關
庫 シ廣島驛操車場構内線 ス藝術鐵道線 セ東廣島驛 ノ廣島工商會議所經營特
產館 タ廣島驛前郵便局 ハ廣島市内電車驛前線 ツ第五師團東練兵場 テ荒神町
尋常高等小學校 ハ猿猴川 ナ猿猴橋 ニ第五師團騎兵第五聯隊 又宇品線

本會が昭和六年本書の改訂版を發行して以來既に五年普く縣下に使用せられて實業教育に貢献した事の尠なからざるを信じます。然しながら經濟界の進歩は頃刻息まず、實際家の要求も亦切なる者がありまして茲に再び版を改むるに至りました。

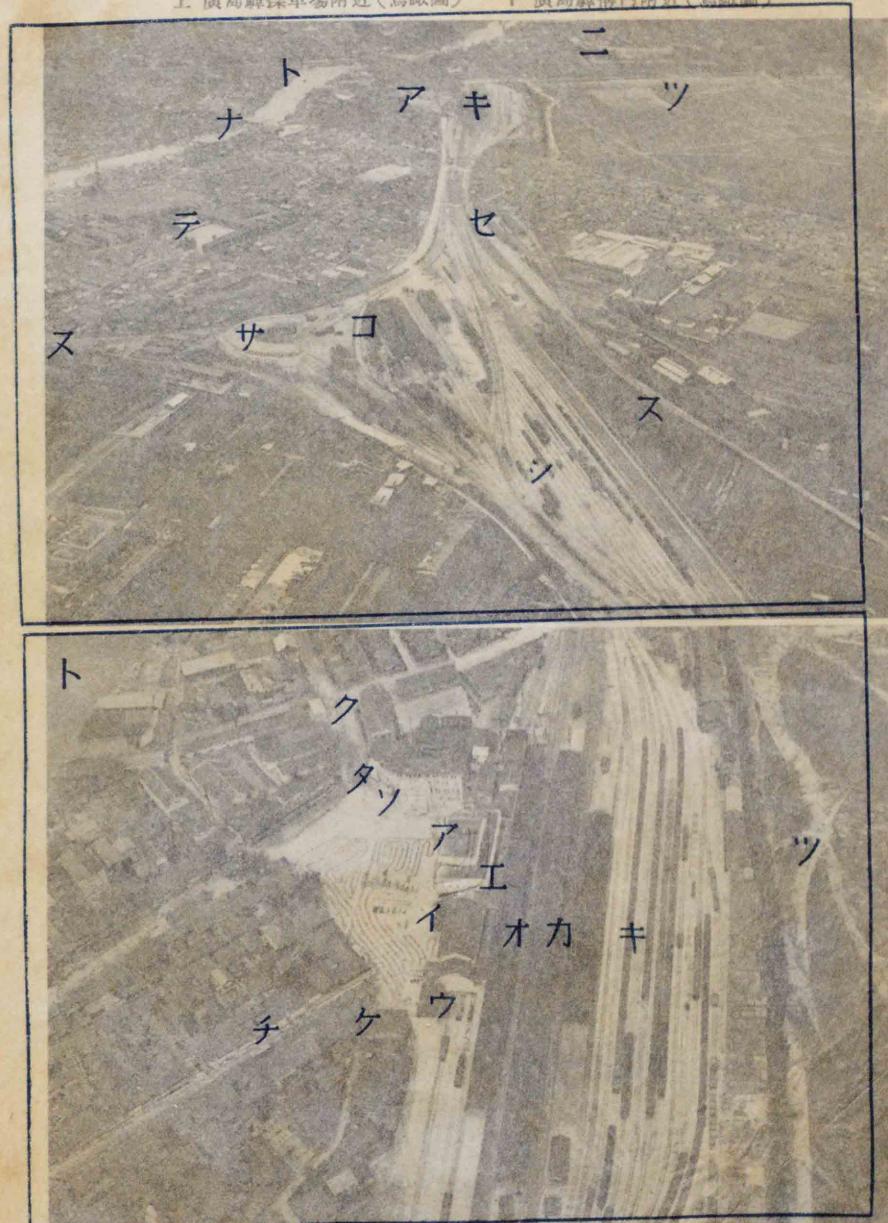
今回の改訂の主要なる點は斬新なる教材を加へたる外、鐵道業を陸運業と改めて自動車業を加へ別に空運業を加へ、又取引所に於ては全く稿を改めて實況を詳にすること、しました。其の爲附錄を割愛するの止むを得ざるに至りました。實際の使用にあたり意のあるところを諒せられんことを望みます。

昭和十二年二月

廣島縣教育會長 光 田 信

緒 言

上 廣島驛操車場附近(鳥瞰圖) 下 廣島驛構內附近(鳥瞰圖)



ア廣島驛本館 イ廣島驛別館 ウ字品線昇降場 工山陽本線下り列車乗降場 才山
 阳本線上り列車乗降場 力吳線及び藝術線乗降場 千廣島驛(本驛)構内線路 夕廣
 島鐵道局運輸保線両事務所 ケ廣島鐵道俱樂部 口廣島驛貨物取扱所 サ廣島機關
 車 シ廣島驛操車場構内線 ス藝術鐵道線 セ東廣島驛 ノ廣島商工會議所經營特
 產館 エ廣島驛前郵便局 ハ廣島市内電車驛前線 ツ第五師團東練兵場 テ荒神町
 寻常高等小學校 バ猿猴川 ナ猿猴橋 ニ第五師團騎兵第五聯隊 又字品線

凡例

一、本書の叙述は大體文部省商業科教授要目案に準據してあります
順序と分類とは教授の便宜上多少變更してあります。

一、本書は上卷を高等小學校第一學年に下卷を同第二學年に充當する
様編述してあります。

一、本書は努めて本縣の實狀を知らしめんとし縣下にて採用し得る材
料は可成之を取り入れることに努めました。

一、脚註は教授中適宜之れを取扱ひ有意義に利用して戴きたい。

最新商業教科書（改訂版）下巻

目次

第一編 銀行業	一
第一章 銀行の意義及び效用	一
第二章 銀行業務	四
第一節 預金	四
第二節 貸出	三
第三節 爲替	三
第四節 其の他の銀行業務	三
第三章 特殊銀行	六
第二編 信託業	三
第一章 信託の意義及び效用	三
第六編 保険業	八

第二章 信託業及び信託業務	壹
第三章 信託契約の手續	元
第三編 陸運業	四
第一章 鐵道	四
第二章 鐵道業及び鐵道業務	四
第三章 鐵道運賃	五
第四章 自動車運送業	四
第四編 海運業	五
第一章 海運の意義及び種類	毫
第二章 海運業及び海運業務	毫
第三章 海運運賃	毫
第五編 空運業	六

第一章 保険の意義及び效用	一〇	第一章 取引所の意義及び效用	一〇
第二章 保険の種類	一一	第二章 取引所に於ける取引	一一
第三章 保険業及び保険業務	一一	第一節 立會及賣買取引の單位、呼値	一一
第一節 海上保険	一一	第二節 取引の種類	一一
第二節 火災保険	一一		
第三節 生命保険	一一		
第四章 保険料率	一一		
第七編 倉庫業及び税關	一二		
第一章 倉庫の意義及び種類	一二		
第二章 倉庫業及び倉庫業務	一二		
第三章 保管料率	一二		
第四章 稅關の意義及び組織	一二		
第五章 貨物の輸出手續	一二		
第八編 取引所	一二		
附錄 本邦重要統計補遺	一二		
第一章 商業の組織	一三		
第二節 組合	一三		
第三節 會社	一四		
第四節 企業者同盟	一四		
第二章 商業の經理	一五		
第三章 商業助成機關	一五		

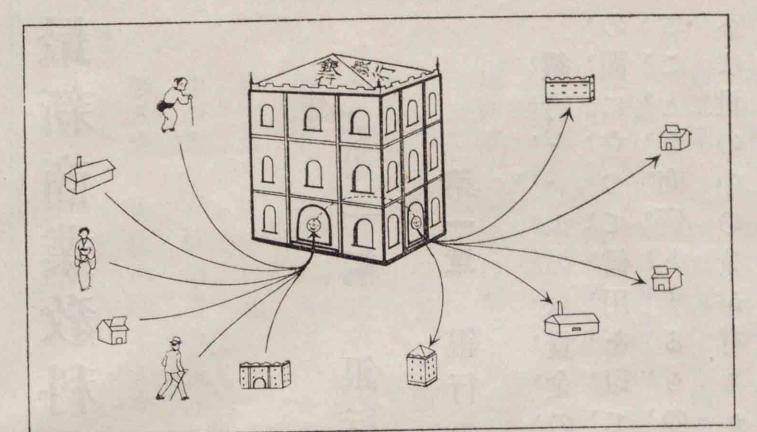
最新商業教科書(改訂版) 下巻

廣島縣教育會編

第一編 銀行業

第一章 銀行の意義及び效用

銀行といふのは、資金の餘つてゐる者と不足してゐる者との間に立つて、信用を以て取引し、兩方の間の資金の融通を計ることを商賣とするものであります。①もう少し判り易く言へば、世の中の金が有るから何かに之を使ひ度いといふ人とか仕事はし度いが金が無くて困るといふ人との間に立つ



て、有る人から金を預り、無い人に之を貸すといふ事を商賣とするもの、之が銀行であります。^❶

勿論、金の有る人から無い人に直接貸しても差支無いわけであります。すが、有る人と無い人とは中々うまく巡り會はすものではありません。又、廻り會はすとしたところで、お互ひに相手方を信用することが出来なければ、うまく貸借の話が成立するものではありません。又、たとへ話は成立するとしても、金額が多過ぎたり少な過ぎたりして、其の一致を見ることがむづかしいものであります。従つて、どうしても、其の間

- ^❶預つて利子を拂ひ、貸して利子を取り其の利鞘を儲けます。
- 挿繪の中、向つて左の商店・工場・人々等は資金の餘つてゐる者、右の工場・商店等は資金の欲しい者であります。兩方の間に銀行がゐて其の取次を致します。

銀行は金を有る人から預り無い人に貸す

に、誰にも判つてゐる、信用のある、金額をうまく都合づける、仲に入る者が無くてはならぬことになります。即ち、銀行は此の要求に応じて存在するものであります。

金の有る人から之を預り無い人に貸す、之が銀行の本來の仕事であります。が實際には此の外の仕事をするものでも、銀行と呼ばれることが甚だ多くあります。例へば、我が國の銀行法などは、其の取締の爲に、次の様なのはどれでも、銀行であるとしてゐるのであります。^❶

- 1 預金の受入と金銀の貸付とを併せて商賣とするもの。
- 2 預金の受入と手形の割引とを併せて商賣とするもの。
- 3 爲替取引を商賣とするもの。
- 4 商賣として預金の受入をするもの。

それでは之等の銀行は一體どんな利益を世の中にもたらすものでありますか。左に之を述べませう。

^❶昭和三年一月一日から實施になつた新しい銀行法の第一條、尙此の新銀行法は銀行業を営むには、(イ) 大蔵大臣の免許を受けること、(ロ) 資本金百萬圓以上の株式會社であること、(東京大阪に本店又は支店があれば二百萬圓以上) (ハ) 商號の中に銀行の文字を使ふこと、(ニ) 大蔵大臣に營業の報告をし、又其の検査に服すること、(ホ) 日曜日・祝祭日・その他の一般休日以外は休業の出來ないこと、等の事柄を規定してをります。

- (二)少しづつの資金を集めて、有益な商賣に貸出します。
- (三)金錢の保管・支拂係となり、私等の手間や心配を省きます。
- (三)手形や小切手の流通を助け、正貨の用を節約します。
- (四)金の廻りを調節して、物價の激變を防ぎます。
- (五)送金を便にします。
- (六)勤儉貯蓄の美風を養ひます。

第二章 銀行業務

第一節 預 金

預金といふのは、銀行が信用によつて外部から預かるところの資金であります。銀行が色々な活動をする源となるものでありますから、之を吸收することは、銀行業務の第一階段であります。^①其の種類としては現今、當座預金・特別當座預金

定期預金・通知預金・預金手形預金・別段預金の六種を數へるこ
とが出来ます。以下之を説明しませう。

一 當座預金 之は、銀行が預け主の要求次第、何時でも其の全部又は一部を支拂ふ約束で預かるところの預金であります。預け主は此の當座預金によつて、毎日の受入金や銀行からの借出金を其の儘銀行に預け入れ、計算・出納の煩ひ、保管の危険を銀行に委ね、兼ねて又銀行の得意先となつて、當座借越手形割引・手形取立等を依頼し、^①又債務支拂場所になつて貰ふ等、^②甚だ大きな便利を受けます。銀行も亦之によつて顧客を吸收することが出来ます。只然し、此の取引は銀行の労が甚だ大でありますから、利子は附けられないか、附けられるとしても極低率なのが普通であります。

私等が初めて銀行に當座預金をしようと思つたならば、先づ從來其の銀行と當座預金取引をしてゐる者から銀行宛の

- ①當座借越は當座預金が無くなつてからも尙支拂を頼んで銀行から金を拂つて貰ふこと、手形割引は手持ちの手形を持参して現金に代へて貰ふこと(勿論割引料を差引かれます)、手形取立は手持の手形を銀行に頼んで代りに取立てて貰ふことです。
- ②約束手形を振出したり、爲替手形を受けたりしたとき、其の支拂場所を自分の取引銀行としておいて、期日になつたら自分の當座預金を以て銀行に支拂をして貰ひます。

當座預金取引によつて銀行と得意先とが結ばれる

^{さいわきびき}①銀行が資金を吸收調達するには、預金受入・借入・再割引、その他特殊の銀行では債券發行・紙幣發行等の方法がありますが、之等の中で一番重要なのは預金受入です。他の方法に就いては後にだんだん説明します。

○本縣下に本店を有する銀行は下記の通りです。

吳銀行、藝備銀行、三次銀行、備南銀行、
廣島合同貯蓄銀行、廣島縣農工銀行。

紹介状を貰ひ、之に自分の店の貸借対照表等、自分の信用を裏書するものを添へて銀行に差出し、其の承諾を乞はねばなりません。①銀行は右に述べた様に、將來密接な關係を有つ様になる得意先を定めることでありますから、十分に興信部で調査をし、適當と認めましたら承諾の意を示します。②乃ち、私等は初めて當座取引差入證^{レシオ}を作成し、之に預金すべき現金又は小切手、並びに其の明細を記した當座預金入金票を添へて差出します。銀行は之に對して當座預金通帳を作成し、小切手帳と共に交付して呉れますから、私等は之等の受領書と、小切手に使ふ印鑑と筆跡の届けを出します。之で銀行との當座取引は開始されたことになります。以後は預金の時には入金票を作つて之と共に出し、引出の時には小切手帳の小切手に其の金額を記し、④自分又は他人が之を銀行に持参し、現金を受取ればよろしい。

參 紙 印 (印) 錢

當座取引差入證

今般貴行ト當座取引約定致候ニ付テハ左記當座取
引規定ヲ承諾致候也

昭和△年五月壹日

廣島市紙屋町壹番地

天野一郎(印)

株式會社藝備銀行 中御

- ①貸借対照表は其の店の資産と負債を借方と貸方に分けて記したものであります。簿記の時間に説明があります。
- ②おほかたの銀行には興信部といつて得意先の信用を調査する部が設けてあります。銀行内の興信部で十分でないときは更に興信所といつて専門に商業界の信用方面の調査をしてゐる所に頼んで調査して貰ひます。
- ③當座取引差入證は當座取引申込書と當座勘定取引約定書とと一緒にした働きをするものです。
- ④小切手の書式は上巻50頁を見て下さい。

50	5	金入定勘座當	票月日	50 1 日
金五千六百七拾圓也	預ケ主			
	天野一郎			
		拾萬千百拾圓拾錢		
通貨		2 0 0 0		
當店手形		1 6 7 0		
他店手形類		2 0 0 0		
合計		5 6 7 0		
摘要				
株式會社藝備銀行				
○				
内他店手形額 金貳千圓也	昭和年月日			
入金五千六百七拾圓也				

一小切手ヲ振出スニハ金額並ニ 年月日ヲ明記シ署名又ハ記名 ノ上豫テ差出アル印鑑ト同一 ノ印章ヲ押捺セラルベシ
二小切手金額ニハ一、二、三、十等ノ 文字ヲ用キズシテ必ズ壹、貳、參 拾等ノ文字ヲ使用セラルベシ
三文字ノ訂正書入ハ豫テ差出ア ル印鑑ト同様ノ印章ニテ證印
四當座取引解約ノ場合ニハ用ヰ 但金額書損ノ場合ニハ成ルベ ク其ノ用紙ヲ破棄セラレタシ セラルベシ
シ 残リノ小切手ヲ返還セラルベ

小切手用法

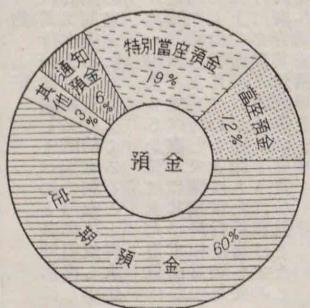
❶斯様な形式のものを數十枚とて一冊の帖簿にしてありますから、これによつて金を預けると、點線から右方は銀行が切取つて整理し、左方は其ま帳簿に残して預金者に返して呉れます。

尙ほここに一言したいことは預金振替のことであります。預金振替とは同一の銀行に取引のある人々同士の間の貸借を、銀行の當座預金帳簿上の付替によつて決済をつけることをいふのであります。當座預金が支拂手段としての效用のあるのは、實にかういふ機能があるからであります。

二 特別當座預金 ❶之は一日十圓以上として預り、預り證としては特別當座預金通帳を渡し、何時でも請求の有り次第之によつて拂戻しをする約束のものであります。

三 定期預金 之は六箇月又は一箇年と期間を定めて預り、其の間は拂戻さない約束の預金であります。銀行は其の間安心して之を他に運用することが出来ますので、預金中一番歓迎し、利子も一番高く拂

我が國普通銀行の預金内容
昭和十年末調



❶小口當座預金ともいはれます。

定期預金證書

一金壹萬圓也

期 間 六ヶ月
利 率 年三分三厘ノ割
期 日 昭和△年拾壹月壹日

右金額本證書裏面ノ約定ニ從ヒ定期預
金トシテ正ニ預リ申候就テハ前記期日
ニ於テ此證書引替ニ元利金御支拂可申
候也

昭和△年五月壹日

株式会社藝備銀行
營業部長吉田義夫(印)

A 60550
昭和△年5月1日
No. 23/1

金額	10000	住所	天野一郎
摘要	年三分三厘	氏名	
期間	六ヶ月	廣島市紙屋町一	

表書之金額並ニ利息正ニ受取候也
昭和△年拾壹月壹日
住所 廣島市紙屋町一番地
天野一郎(印)

ひます。

四 通知預金 之は引出數日前に豫め通知をしてから引
出す約束のものであります。銀行は引出通知の有るまで、安
心して其の運用が出来ますので、利子も定期預金に次いで高
く拂ひます。

五 預金手形預金 之は現金の保管・授受等の不便を避け
たいといふ人から、それを預り、預り證として預金手形①又は
預金證書といはれるものを發行するものであります。其の
性質から、何時支拂の要求があるかも知れませんので利子は
附けません。

六 別段預金 之は受託取立代金・株式社債募集證據金及
び拂込金受託公債賣却代金②・行員身元保證金等の預金、即ち、
前に述べた色々の預金の中の何れにも屬しない別段の預金
を謂ひます。利子は場合によつて一定しません。

①此の手形はまた裏書に依つて他人に譲渡することも出來ます。

②第四節其の他の銀行業務の所を見て下さい。

第二節 貸出

一方から金を預り、他方へ之を貸出すことが、銀行の本來の仕事であることは前に説明しました。銀行は努力して集めた預金を更に一層の努力と注意とを以て他方へ貸出します。預金と貸出は、丁度仕入と販賣の様なもので、兩方がうまく揃つて初めて、仕事が成功するものであります。^①

貸出の種類としては、割引貸付・コールローンの三大別を擧げることが出来ます。以下之を説明しませう。

一 割引 之は銀行が未だ期日の來ない手形を割引して金を貸出すことを謂ひます。手形を割引するといふのは、其の手形を受取つて、それに書いてある金額(額面)だけを渡さず、割引の日から期日迄の利子(割引料)を差引いて、残り(手取金)だけを渡すことを謂ひます。銀行は割引の日に手取金だけ

①一般商人は商品を一方から仕入れて他方に販賣し、其の直の開きを儲け、銀行は金を一方から預り他方に貸出し其の利子の開きを儲けます。

預金と貸出はうまく歩調が揃はねばならぬ

を渡しておき、期日になつて額面全部を受取ることによつて、其の差即ち割引料だけを儲けることが出来ます。割引依頼者も亦期日になれば額面だけ得られるのであるが、金が入用でそれまで待てぬといふ場合之によつて、少額の割引料で金融を受け、商賣上大いに便を享けることが出来ます。

手形割引依頼書						
形 式 期 日	支 拂 人	振 出 人	番 號	金 額	(貸置二七分)	
右昭和△年五月參日付手形割引契約書ニ基 キ手形割引相成度及御依頼候也	島 本 幸 夫	廣 田 太 郎	第壹貳參號	金壹千貳百參拾五圓六拾七錢也 (2.11.20.000)		
昭和△年五月參日						
昭和△年六月貳拾九日						

手形を受取り額面から期日迄の利子を差引いて残りを渡すのが手形の割引

天野一郎
(印)

株式會社藝備銀行

依頼人

右昭和△年五月參日付手形割引契約書ニ基
キ手形割引相成度及御依頼候也

の二種があります。

1 商業手形割引 普通の商業取引決済の爲振出された手形、即ち商業手形の割引であります。希望者は手形に裏書をし、之に手形割引依頼書と擔保物件を表示した手形割引契約書を添へて銀行に申出でなければなりません。^①

2 荷付爲替手形割引 商人は賣約によつて發送した荷物を擔保とし、荷物代金を額面とする爲替手形を作り、其の割引を銀行に依頼することがあります。荷物擔保の手形割引でありますから、荷付爲替手形の割引と謂はれ、又荷爲替の取組、と謂はれます。爲替手形に船荷證券又は貨物引換證・保險證券・インヴォイス・信用狀・荷爲替手形副證書^②を副へて銀行に差出し、其取組をする詳しい手續は上巻で説明しました。^③

尙、割引と關係して再割引^④といふことがあります。之は割引して手形を持つて居る者自身が、金が入用になつて來て、更

①手形割引には15頁の書式の例の様に有價證券を擔保とする場合の外に、不動産を擔保とする場合と、擔保なしに保證人を立てる場合と、信用による場合とがあります。銀行に於いて最も多く扱はれる商業手形の割引は信用(保證人付)に依る場合であります。

② 藝備銀行では荷爲替約定書を用ひてゐます。

③上巻92頁以下をもう一度復習して下さい。尙下巻23頁でも此の説明を補ひます。

賣手が賣荷付爲替手形の割引を依頼して代金を取立てる
のが荷爲替

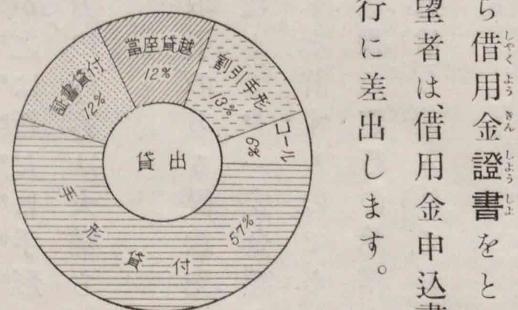
印三
紙錢
(印)
自今拙者振出又ハ裏書ノ爲替手形(以下單ニ手形ト稱引ス)
一、
付等項半ニ附手形物件ト支文ス
ナニ添申シテ貴行ヨリ指定期日ノ内
荷爲替約定書

(貸四三、五、六、五、〇〇〇)

幸 太一

夫郎頃

印 印 印



我が國普通銀行の貸出内容 (昭和十年末調)

に他の人に其の割引を乞ふことを謂ひます。銀行は資金が少くなりまると、手持手形の再割引を日本銀行等に頼みます。
二 貸付 之は銀行が後日に至つて、元金と利子とを受取る約束で金を貸出することを謂ひます。此の中にも更に左の三種があります。

1 證書貸付 之は銀行が依頼者から借用金證書をとつて貸付をするものであります。借用希望者は、借用金申込書・借用金證書・擔保品・擔保品差入證書を銀行に差出します。

2 手形貸付 之は銀行が依頼者に借用金證書の代りに手形を作らせて、それを割引することによつて、貸付を行ふものであります。手續は前の割引の場合と略々同じです。然しながら、前の割引は賣買取

昭和11年10月									
日本銀行	兌換發行	1,303,2570		5,552		高	尻		
帳	正貨準備金	538,903		74		62,957	15,433		
(廿二日)	預金	233,324		500	主要地手	京阪戸都屋	70,949	17,543	
	貸出高	624,177		2,637	形交換高	東大神京古名	13,121	3,093	
大阪支店	貸出高	109,650		55	(廿三日)	横濱	2,080	643	
(廿三日)	預金	7,595減		1,591		古	8,003	1,519	
						横濱	3,856	997	

引の結果、生れた手形を割引するのですが、之は新たに手形を作らせてそれを割引するのですから、両方の内容は大變ちがつてゐることを忘れてはなりません。

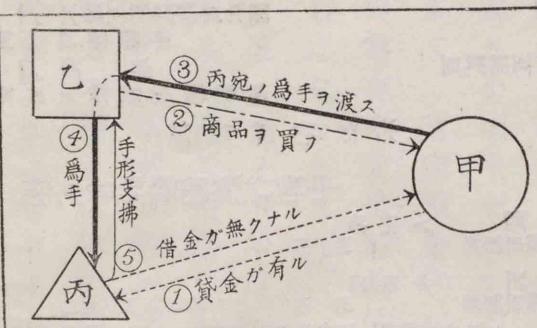
3 嘗座貸越 之は銀行が當座預金取引のある得意先に、豫めの約定に基いて、當座預金の限度を超えて、一定金額を限り、小切手を以て引出す(即ち貸越す)ことを許すものであります。當座預金者が此の便宜を得るには、豫め銀行の承諾を得、當座勘定借越契約書と共に擔保品(根抵當)を差入れておかねばなりません。

三 コールローン 之は銀行が要求次第何時でも返して貰ふ約束で貸出すものを謂ひます。我が國に行はれてゐるものには、翌日物・無條件・月越・三十日物・普通物等があります。^③ 貸出の相手は他の銀行である場合が多いのです。借りた方の銀行は之をコールマニーといふ名前で帳簿に附けます。

①當座預金の預金以上に。		②Call loan. 直譯すれば「要求貸付」となります。	
③翌日物は今日借りて明日返すもの、無條件は返済期に制限なく前日の通知により返すものの、月越は翌月になつてから通知により其の翌日返すもの、普通物は一週間たつてから通知により其の翌日返すものです。			
東京金利		大阪金利 (23日)	
翌日物 0.75—0.70	早受手 1.10—1.0 $\frac{1}{4}$	翌日物 0.70—0.70	早受手 1.10—1.00
無條件 0.85—0.75	事業手 1.50—1.0 $\frac{1}{4}$	無條件 0.80—0.75	商 手 1.60—1.10
卅日物 1.10—0.8 $\frac{3}{4}$		卅日物 1.10—0.9 $\frac{1}{4}$	擔保付 1.60—1.10
商 手 1.50—1.10		紡 手 1.10—0.9 $\frac{1}{4}$	

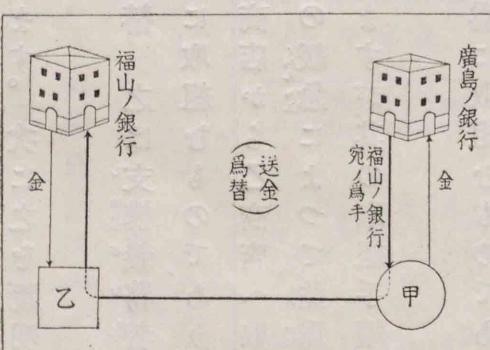
第三節 爲替

爲替といふ文字は色々の意味に使はれますが、①本來から言つたならば之は或る土地の者(甲)が、他の土地の者(丙)に委託して、一定の金額を第三の者(乙)に支拂はせることを指すもので、例へば、



廣島甲商店が福山乙商店から商品を買ひ代金千圓を支拂ふに方り、他方福山丙商店に賣掛金を有つ様な場合、甲商店が丙商店に委託して、乙商店へ千圓支拂はせること、之が爲替であります。②

ところが實際になりますと、中々金額や人の一致がむづかしくなります



ので、現今では概ね銀行が此の爲替關係者の一人になつて、其の一一致を助けることにして居ります。

即ち前記甲商店が乙商店に支拂ふには、廣島の銀行が先づ甲商店から千圓を受取り、千圓の爲替手形を作つて、①福山の銀行に支拂委託をし、之を甲商店に渡し、甲商店が之を乙商店に送付し、乙商店が之を名宛銀行に持參すれば、其の金を受取ることが出来る様にしてゐます。(送金爲替)②

又甲商店が丙商店から千圓の集金をするには、甲商店振出丙商店宛支拂委託の爲替手形を、廣島の銀行は甲商店から受取り、之を福山の銀行に送付して、丙商店から取立てるにして居ります。(逆爲替)③ 即ち、銀行はかうして、預金貸出以外

①廣島の銀行が福山の銀行と當座預金取引をしてゐるときには福山の銀行宛小切手を作りますが支拂委託をすることには變りはありません。

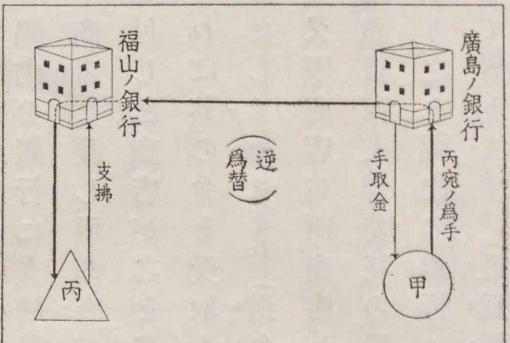
②福山の銀行は廣島の銀行の支店でもよければ、又取引先銀行でもよろしい。

③之は各々送金爲替・逆爲替の例であります、此の説明は次の22頁を見て下さい。

①爲替は爲替手形の意味に使はれることもあれば、外國爲替相場(外國へ爲替を組む場合の日本の金と外國の金との割合)の意味に使はれることもあります。

②此の爲替に使ふ手形が爲替手形であることは既に上巻で説明しました。

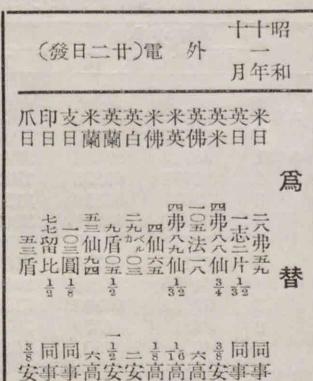
に爲替事務を取扱ひ、其の手數料を得ることを商賣とします。銀行爲替を送金・受金の目的から分類すれば送金爲替・逆爲替に二大別することが出来ます。次に之を説明します。



(二) 送金爲替 之は支拂義務者が送金する場合に取組むものであります。前述の甲商店から乙商店へ取組んだものが此の例であります。送金の緩急によつて並爲替(又は普通爲替)・電信爲替の二別がありますが、其の取組手續は郵便爲替の場合と同様であります。^①

(三) 逆爲替 之は受金者が受金の爲に取組むものであります。前述の甲商店から丙商店へ取組んだものが此の例であります。前述の甲商店から丙商店へ取組んだものが此の例であります。

送金爲替は送金者から、逆爲替は受金者から取組む



あります。私等は賣約の荷物を發送したとき、其の代金に對し發送荷物を擔保として此の逆爲替を取組むことが少くありません。之即ち前から何度も説明して來ました荷爲替の取組であります。^②

次に又銀行爲替を取組兩地の貨幣が同じであるか否かによつて分類すれば、内國爲替と外國爲替とになります。内國爲替は取組兩地の貨幣が同じものであり、外國爲替は異なるものであります。外國爲替については貨幣が異なるため、兩方の貨幣交換割合と云ふ事が問題になります。^③之を爲替相場と云ひます。

第四節 其の他の銀行業務

①上巻92頁以下、下巻14頁をもう一度復習して下さい。

②クレジット銀行が外國爲替を取組み得るは先シヤトル・サンフランシスコ・ロスアンセルス・上海・天津・満洲主要各地等であります。

③外國爲替に於ける兩方の貨幣の交換割合のことを爲替相場といひます。

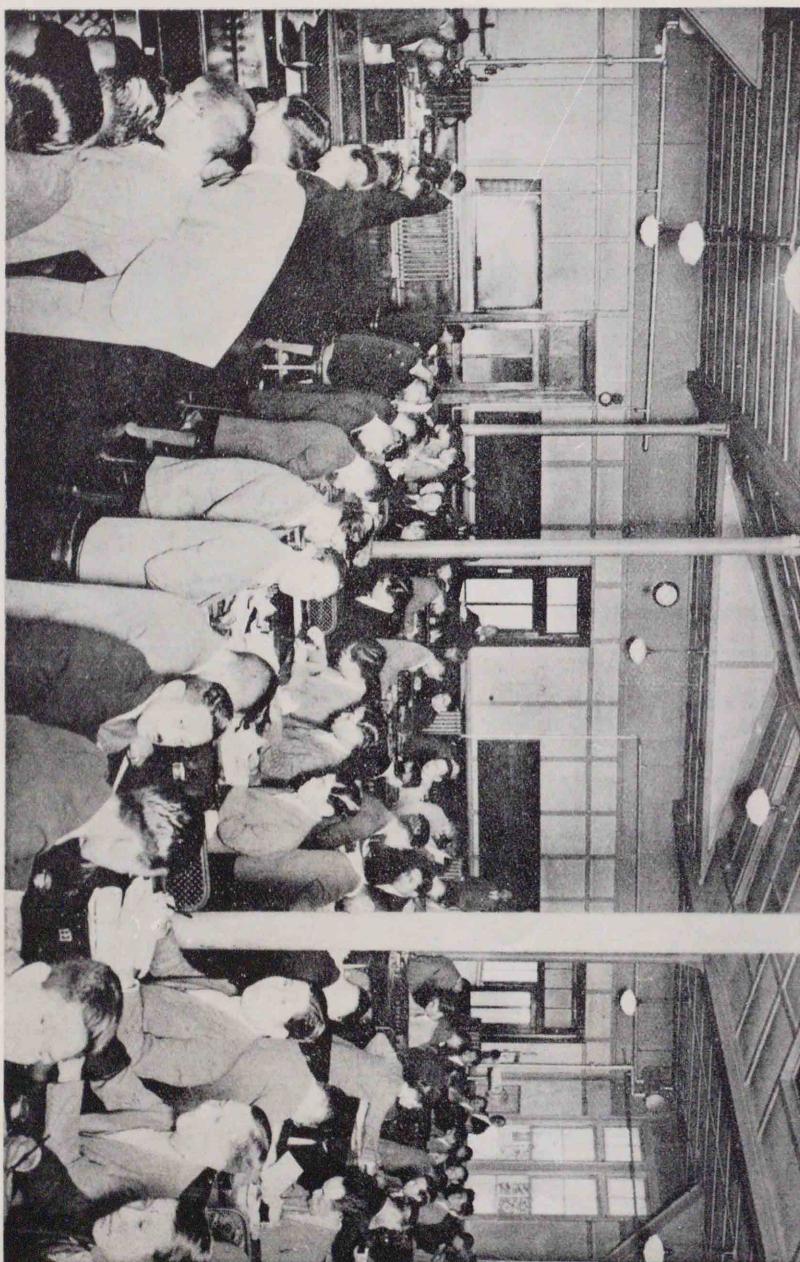
④各々其の取組申込書と送金額と料金とを銀行に出し、並爲替の場合なら爲替證書、電信爲替の場合なら受領書を受取ればよろしい。上巻郵便爲替の所を復習して下さい。

銀行は前に述べました、預金・貸出・爲替の業務の外に尙色々の業務を行ふものであります。以下之等について一通りの説明をすることと致します。

一 手形交換 銀行は得意先から受入れた他銀行宛の小切手や他銀行を支拂場所とした取立依頼手形・割引手形等を一々使を出して取立ててゐては到底其の煩に耐へません。乃ち各々相談し合ひまして現今ではお互ひに取立てる小切手手形を毎日一定の時に一定の場所に持ち寄り組織的に簡単に便利に交換し合ふことにしてゐるのであります。之を手形交換と謂ひます。

全國手形交換所交換高

全國交換局 枚數	金額	左ノ内				
		東京	大阪	横濱	廣島	
大正 5 10	千枚 13525 28880	百萬圓 20235 68627	百萬圓 9083 30864	百萬圓 6035 23955	百萬圓 1693 2701	百萬圓 25 164
昭和 1 2	38713 35072	89333 62875	39460 27327	28387 20130	1973 1711	330 240
3 4 5 6 7 8 9 10	37457 38909 36711 35137 34655 37332 37813 40563	68819 63611 51610 46225 52838 66933 64379 62801	31126 25071 21367 21593 26563 31550 25339 25512	21684 22374 17889 14432 15625 22175 24439 22668	1716 1786 1267 1062 1060 1232 1228 1445	248 312 238 181 185 221 237 254



東京手形交換所に於ける手形交換の實況

一定の場所は手形交換所と謂はれ、^①相集る銀行は交換所組合銀行と謂はれます。^②

小切手は上巻で説明した様に、商人が銀行などに當座預金をしてゐる場合、其の拂出を請求する爲に振出す證書です。小切手の振出人又は所持人は、其の表面に二條の平行線を引いて、之を線引小切手とし、其の小切手の紛失盜難等の場合に備へることが出来ます。此の線引小切手の中には一般線引小切手と特定線引小切手との二種類があります。一般線引小切手といふのは、此の二條の平行線の中に、單に「銀行」と書くか、又は何も書かずに其處をその儘白地にしておくもので、斯うしておると支拂銀行は一般の銀行にしか、^③其の小切手の支拂を致しません。特定線引小切手といふのは、二條の平行線の中に、「何々銀行」と銀行名を特定して書いたものです。斯うしておると、支拂銀行は此の特定銀行だけにしか

①我が國には現今46の手形交換所があります。

②廣島手形交換所組合銀行名。

三井銀行廣島支店、住友銀行廣島支店、三和銀行廣島支店、第一銀行廣島支店、廣島縣農工銀行、藝備銀行、安田銀行廣島支店、第百銀行廣島支店の八組合銀行に日本銀行廣島支店と廣島郵便局が參加します。

③支拂銀行は此の場合でも、取引先に限り、個人でも支拂を致します。



廣島手形交換所 外觀(上)と交換實況(下)

GF55
小切手

一金壹千圓也

八 御拂渡可被成候

日本語

批出書

提出
更正

水
上
次
郎
印

文忠公集

支拂地 東京市

第一東京銀行御中

會社第一東京銀行御中

史角

れ益々、手形交換所の用が大になるのであります

支拂を致しません。
かやうなわけで、線引小切手
になりますと、支拂銀行に對す
る支拂の請求は、原則として銀
行が之をしなければなりません。
それ故個人で之を貰つた
場合には、取引銀行に依頼して、
支拂の請求をして貰はねばな
りません。①線引小切手が多く
なり、支拂銀行に對して、銀行か
らの支拂請求の多くなるに伴

①此の場合、依頼される銀行は、よく依頼者を見て、信用のある者のみ（即ち、その取引先だけ）の依頼を引受けますから、不正な依頼者は存在の餘地がなくなるのであります。

金豆粕壹萬圓也
大豆市横濱正金銀行支店
五百疋
自昭和△年八月壹日
至△年八月參拾壹日
手形日付ヨリ參拾日以内
尾道市(5)運送店
株式會社藝術銀行尾道支店
大連市伊勢町
尾道市久保町
大森田山一郎
原價以上ノ運送保險ヲ付セシムルコト
但海上運送ノ場合ハ特擔分損擔保保險ニ限ル
但御取扱年月日及金額ハ裏面相當欄内へ必ス御記入可被下且此信用狀ノ全額取組濟
該手形到着ノ上ハ無相違爲支拂可申候商業信用狀仍テ如件
知ノ上可成低歩ヲ以テ御取扱被下當行尾道支店へ取立ノ爲メ御仕向ヶ被下
又八期限滿了ノ上ハ當行ヘ御返送被下度候也
昭和△年八月壹日

右限度範圍ニ於テ前記取組人ヨリ此信用狀呈示ノ上船荷證券又ハ貨物引換證、保險證書、仕切書等相添ヘ荷爲替取組方御請求有之候節ハ前記ノ各項御承知ノ上可成低歩ヲ以テ御取扱被下當行尾道支店へ取立ノ爲メ御仕向ヶ被下度該手形到着ノ上ハ無相違爲支拂可申候商業信用狀仍テ如件
但御取扱年月日及金額ハ裏面相當欄内ヘ必ス御記入可被下且此信用狀ノ全額取組濟又ハ期限満了ノ上ハ當行ヘ御返送被下度候也

第一編 銀行業 第二章 銀行業務

合には、銀行へ行つて、商業信用状の發行を頼みます。^① 乃ち銀行は、賣手所在地の銀行に宛て之を發行し、「此の書面の所持人(賣手)が、當銀行又は當銀行指定の者(買手)を支拂人とする爲替手形を持参したら、御懸念無く割引して下さい、其の手形の辨済に就いては十分責任を負ひます。」といふことを保證します。乃ち、買手が之を賣手に送つておけば、賣手は何時でも貨物發送次第荷爲替の取組が出來る筈であります。^②

三 其の他 銀行は尙得意先の爲に、手形の代金・公債社債の元利金・株式の配當金等の取立を行ひ(代金取立)、貴金属有價證券其の他の貴重品の寄託を受け(保護預り)、有價證券の受託賣買を試み(證券受託賣買)、又政府・企業家等の爲に、其の公債證書・株券・社債券の發行(證券發行)をも掌ります。

第三章 特殊銀行

私等の前章の研究は、大體普通銀行即ち、商業銀行に就いてのものでありましたが、我が國には尙、此の普通銀行に對して多くの特殊銀行即ち中央銀行爲替銀行、工業銀行、農業銀行、殖民地銀行、貯蓄銀行等があります。^① 以下之を説明しませう。

一 日本銀行 中央銀行としての役目を有ち、全國の銀行の銀行として、其の預金を受け、又之に貸出をし、又銀行券を發行し、國庫金の取扱をします。

二 横濱正金銀行 爲替銀行としての役目を有ち、外國爲替手形の賣買其の他を行ひます。仕事の資金として毎年、年二歩の低利で日本銀行から二千萬圓迄の融通を受け

爲替銀行としての役目を有ち、外國爲替手形の賣買其の他を行ひます。仕事の資金として毎年、年二歩の低利で日本銀行から二千萬圓迄の融通を受け

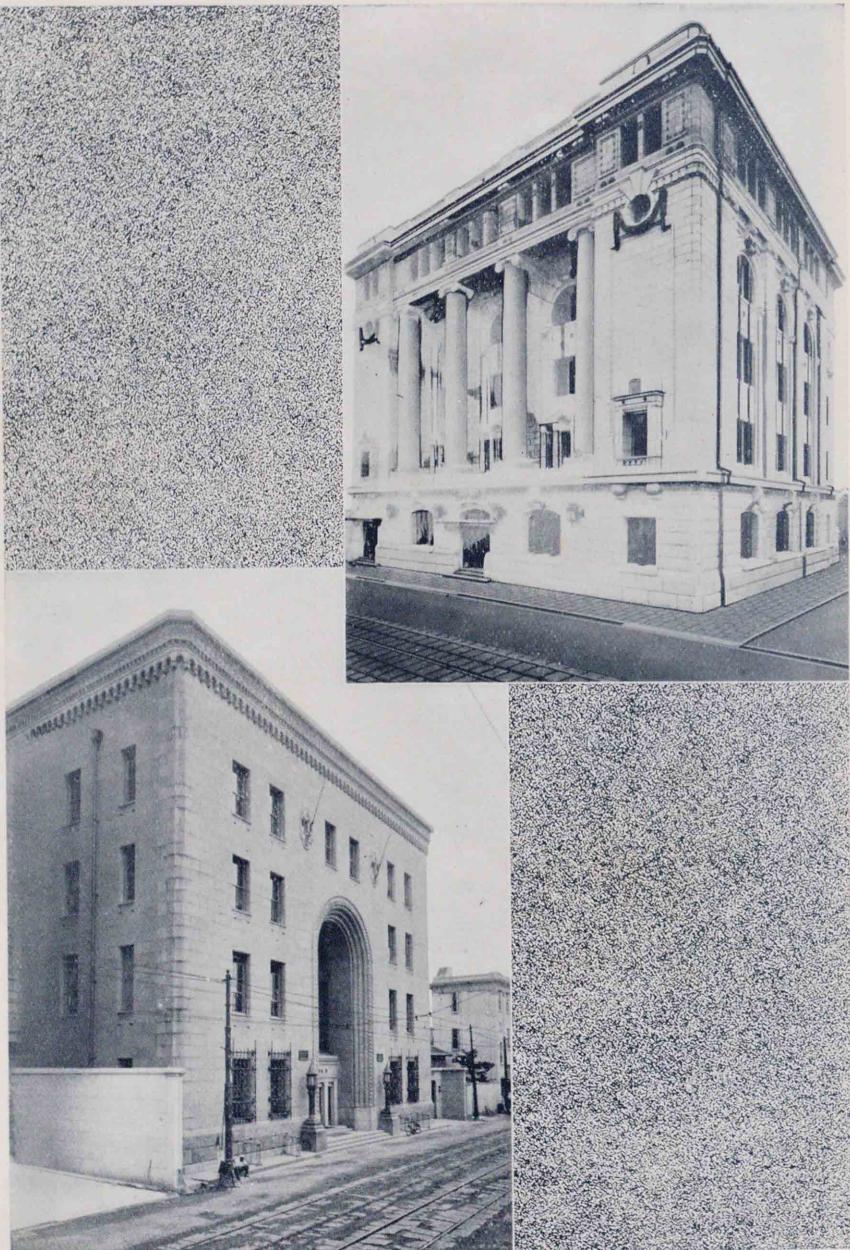
昭和	各年末	紙幣及び銀行券流通高(單位百萬圓)
一九八七六年	大正一一	小額紙幣
一九八七七年	一五八	日本銀行券
一九八七八年	一二	朝鮮銀行券
一九八七九年	一四	臺灣銀行券
一九八七〇年	一、五三七	一、五三七
一九八七一年	一一	一、五四一
一九八七二年	一二	一、四一四
一九八七三年	一、三一二	一、三一二
一九八七四年	一、四七〇	一、四七〇
一九八七五年	六〇八	一、四七〇
一九八七六年	二二一	一、四八
一九八七七年	一九二	一、二五
一九八七八年	七〇	一、一〇一
一九八七九年	六二	一、四四
一九八七〇年	四九	一、五四二
一九八七一年	一九	一、五五六
一九八七二年	八〇	一、五六九
一九八七三年	四〇	一、七一五
一九八七四年	三一	一、八三一
一九八七五年	一〇	一、七五六
一九八七六年	九	一、五六九
一九八七七年	八〇	一、六七二
一九八七八年	七〇	一、六九二
一九八七九年	六二	一、六九二
一九八七〇年	五九	一、六九二
一九八七一年	四九	一、六九二
一九八七二年	三九	一、六九二
一九八七三年	二九	一、六九二
一九八七四年	一九	一、六九二
一九八七五年	一〇	一、六九二

①普通商業金融の爲の銀行を普通銀行と謂ひ、其の他の特殊の方面的の金融の爲の銀行を一まとめとして特殊銀行と謂ひます。尤も爲替銀行は廣い意味から見て商業銀行の一種と見之を普通銀行の中に數へることもあります。

②勿論相當の擔保物を銀行に提出しなければなりません。
③荷爲替以外の逆爲替取組の爲の信用状は特に逆爲替信用状と謂はれます。旅行者などは本國の銀行に豫め一定金額を提出し旅行信用状を貰ひ、旅行先各地で其の地の銀行へ、此の旅行信用状と本國銀行宛爲替手形とを持参し、手形を金にして貰ふ様にしますが、此の旅行信用状も亦逆爲替信用状の一種であります。

ることが出来ます。

- 三・日本勸業銀行 農業銀行・工業銀行としての役目を有する農工業者に長期資金の貸付を行ひます。此の資金を集め爲には、割増金附の勸業債券を発行することが出来ます。^①
- 四・農工銀行 日本勸業銀行と同性質のもので、各府縣を一營業區域としたものであります。やはり其の區域の農工業者に長期資金の貸付を行ひます。
- 五・北海道拓殖銀行 北海道及び樺太の農業銀行・工業銀行・殖民地銀行としての役目をするものです。拂込資本金の十五倍の額迄債券を發行して、資金を集めることができます。
- 六・朝鮮殖産銀行 朝鮮の農業銀行・工業銀行としての役目を有つものであります。又、拂込資本金の十倍迄債券を發行して、資金を集め特權が認められて居ります。
- 七・日本興業銀行 工業銀行としての役目を有ち、動産・不動



下・住友銀行廣島支店

上・藝備銀行

①銀行債券現在高		(昭和九年六月末)	
	千圓	農殖債券	千圓
勸業債券	805,864	481,682	
復興貯蓄債券	78,013	241,341	
興業債券	307,141	計	2,040,507
拓殖債券	126,464		

産①を擔保とする長期の貸付を行ひます。同じく、拂込資本金の十倍迄債券を發行することが出来ます。

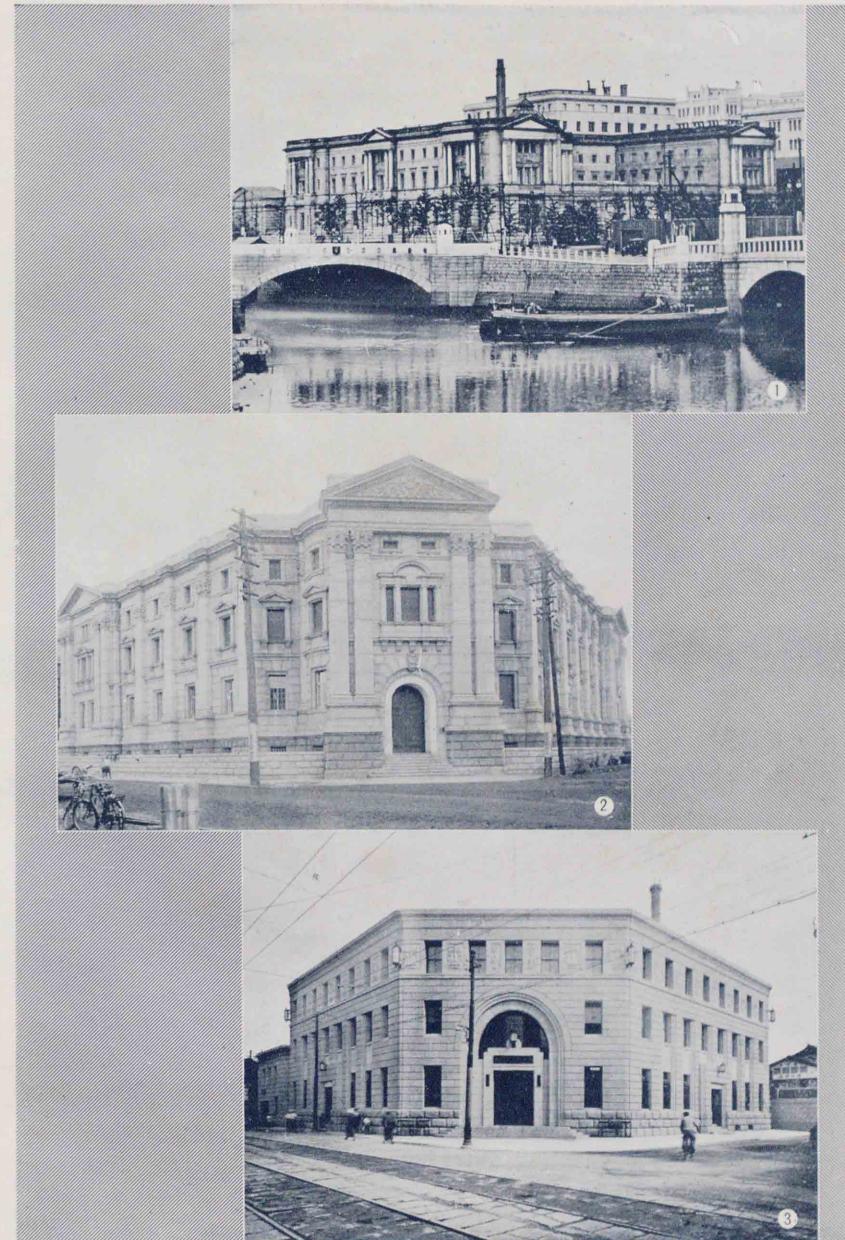
八・臺灣銀行　臺灣の中央銀行、農業銀行、工業銀行爲替銀行並びに殖民地銀行としての役目を有つものであります。臺灣だけに通用する臺灣銀行券を發行致します。

九・朝鮮銀行　朝鮮の中央銀行、殖民地銀行爲替銀行としての役目を果すものです。又朝鮮だけに通用する朝鮮銀行券を發行致します。

一〇・貯蓄銀行②勤儉貯蓄の奨励をして一般の人から細い金を複利計算で預ることを目的とするものであります。尙、此の他特殊の金融機關としては質屋・無盡賴母子・信用組合・産業組合・中央金庫・商業組合・工業組合・輸出組合・商工組合中央金庫信託會社等があります。此の中質屋は一般民衆の爲に、其の動産を質にとつて金融を計るものであり、金融を受け

①不動産といふのは土地(田・畠・宅地・原野・林野・堤防・石垣・舗道・溝池・井戸)や、之に定着してゐるもの(住家・倉庫・納屋・厩舎・神社・佛閣・堂塔・生えてゐる木や竹・鐵道・橋梁・タンク)を謂ひます。動産は不動産以外の有體の物(米・砂糖・机・椅子・車・諸道具等々)を謂ひます。

②廣島合同貯蓄銀行は廣島市上流川町にあります。



1. 日本銀行 2. 横濱正金銀行 3. 廣島縣農工銀行

公益質屋（昭和七年度）	
利用者別	口數
其漁農小	四百、〇三人
俸給生活者	二元、九八
小工業者	五百、九七
商業者	五百、九一
人	九百、九六
計	一、四三、〇〇〇
他者	八、四五、九六圓

た者は、一定期間後借用金額及び利子を返済して、先に質に入れておいた動産を受取る仕組のものであります。市町村又は公益法人が質屋を営む場合は特に公益質屋と謂はれます。

① 之は一口十圓以内一世帯の五十圓以下の貸付をして、専ら下層階級の金融の便を計るものであります。無盡と賴母子とは現今殆ど同じに用ひられて居りまして、一定の口數と掛金とを定めておいて、定期に掛金を拂込ませ、其の集つた金を、抽籤とか入札とかいふ方法で、講員に與へる仕組のものであります。③

①本縣下には現在廣島市、(東西)吳市、福山市、鞆町(沼隈郡)木之江(豊田郡)豊濱(豊田郡)走島(沼隈郡)に公益質屋があります。(昭和6年7月31日)

②一軒のくらし。

③信用組合・産業組合中央金庫・信託會社のことは、後にだんだんと説明します。

第二編 信託業

第一章 信託の意義及び效用

自分の有つてゐる金錢有價證券・土地・家屋・其の他財産權な
け、さ、せ、る様にする者に、又は、自、上、は、そ、る仕、分、の、指、定、す、る、者、に、受、け、さ、せ、る、利、益、を、自、分、又、か、ら、又、理、手、に、適、當、に、管、理、其、の、他、讓、渡、し、て、し、ま、ひ、其、の、に、
處、れ、れ、他、讓、渡、し、て、し、ま、ひ、其、の、に、
之、を、信、用、す、る、他、人、に、
れば、何、で、も、よ、ろ、し、い、

信託では他人を信じて財産權を之に移轉してしまふ

組を信託と謂ひます。

世の中が進んで、社會上經濟上法律上の事柄が益々複雑になつて來ますと、自分の有つてゐる財産を管理したり、處分したり、運用したりするに手續が甚だ面倒になるものあります。婦人や幼年者は勿論でありますが、之に對する知識や経験の有る者でも、或る一つの事柄を専心に研究しようとすると、か、長い間旅行するとかいふ段になりますと、之を自らするのは、甚だ困難となるものであります。かういふ場合此の信託といふ仕組があれば、之を利用して、信用の出来る他人に①自分の財産を譲渡してしまひ、其の管理處分をさせ、利益だけをこちらへ貰ふ様にすることが出來まして②甚だ便利であります。

今までにも、留守中とか自分の手が廻らぬ時とかには、他人に財産の管理又は處分を頼んだものであります。それは

單に代理人として事務を執らせただけで、頼まれた人も、餘り思ふ様に仕事が出來ず、物足らぬ所がありました。ところが信託といふ仕組が利用される様になつてからは、其の物が頼まれた人の物になつてしまひますので、頼まれた人は自由に最善に其の物を管理處分することが出來て、双方とも非常な便利が得られるやうになりました。①

第二章 信託業及び信託業務

信託業といふのは、右に述べた様な信託の仕組に於きまして、其の頼まれる方の者となり、他人から財産權の譲渡を受け、それを注意深く管理處分し、利益は頼んだ人又は頼んだ人の指定した人に渡し、一定の報酬を受けることを商賣とするこれを謂ひます。我が國では明治38年に擔保附社債信託法を制定してイギリス流の信託制度を輸入致しましたが、更に大正11年に、信託法・信託業法を制定してイギリス流、アメリカ流兩方の信託制度を完全に輸入致しました。擔保附社債信託の事は39頁を見て下さい。

① 我が國では明治38年に擔保附社債信託法を制定してイギリス流の信託制度を輸入致しましたが、更に大正11年に、信託法・信託業法を制定してイギリス流、アメリカ流兩方の信託制度を完全に輸入致しました。擔保附社債信託の事は39頁を見て下さい。

② 後で返して貰ふのですが、とにかく一度は財産を渡してしまふのですから相手方は信用の出来る人で無くてはなりません。信用して託するから信託といふ名があるのです。

③ 昔イギリスでは報酬を拂ひませんでしたが、今は相當の報酬を拂ふのが普通になつてゐます。

ならぬことになつてゐます。

現今我が國の信託會社の行ふことの出来る業務には、次のようなものがあります。

一 金錢信託 之は、信託會社が一定期間一定金額の預託を受けて、之を運用し、期間終了後一定の信託料を差引き、残りの収益及び元金を渡す信託であります。依頼する者にとつては、銀行の定期預金より有利確實であります。が、**① 金額が五百圓以上で、其の上期間が二箇年以上でなければならぬ等といふ制限がありますので、多少の不自由は免れません。**

金錢信託は運用の如何によつて更に次の様に分たれます。
1 特定金錢信託 資金の運用を、何某への貸付、何株への投資等と特定されて頼まれる金錢信託を謂ひます。

2 指定金錢信託 資金の運用方面を、大體、貸付金にとか、有價證券へとか指定されて頼まれる金錢信託です。

3 特定又は指定無き金錢信託 ① 資金の運用を全然一任されて頼まれる金錢信託を謂ひます。

二 金錢信託以外の信託 此の中に次の様な信託を挙げることが出来ます。

1 金錢信託以外の金錢の信託 金錢の信託を受けるこ

とは右の一と同様ですが、只信託の終つた時、右の一は必ら

ず、賴んだ人に金錢で返すのです。が、之は、金錢以外の財産若くは金錢、何れでも其の信託であります。

2 有價證券の信託 有價證券の管理・運用又は處分を引受けの信託であります。③

3 金錢債權の信託 貸金の保全取

我が國信託會社の引受高内訳
(単位百萬圓)

各年度末	金錢信託	其他の金錢信託	有價證券信託	金錢債權信託	其他信託	計
昭和1	423	17	110	43	40	663
5	1179	17	199	17	176	1578
6	1232	18	190	16	29	1475
7	1226	10	183	12	30	1461
8	1378	12	184	9	33	1616
9	1570	10	206	9	32	1827
10	1737	10	255	8	30	2040

①信託會社が此の金を運用する方面は、法令で國債投資、貯蓄預金、郵便貯金等極めて堅實なもののみに限られて居ますので、収益も少く從つて利用者も少いです。

②前頁の金錢信託。

③會社によつては證券管理信託・證券運用信託・證券處分信託の名前で細別してゐる向もあります。

立處分等を引受けるものであります。

4 動産の信託 動産の保管・處分等を引受けるものであります。

5 土地及び其の定著物の信託 ① 土地家屋の貸付、地代、家賃の取立、敷金の受拂、土地・家屋の保存・改良修理・賣却、土地・家屋に對する租稅の支拂等を引受ける信託であります。

6 地上權の信託 地上權といふ、建物や竹木を所有するためには人の土地を使ふことの出來る権利、の世話を引受けける信託です。

7 土地の賃借權の信託 土地の賃借權といふ、賃金を拂つて其の土地を借用する權利、の世話を引受ける信託であります。

尙ほ此の他に、信託會社は附隨的の商賣として、金錢貸借の媒介、貸金取立の代理事務等色々の仕事を致します。

第三章 信託契約の手續

先づ初めに、信託契約に關係する人を説明しますと、之に次の様な三者があります。

一 委託者 之は信託を頼む者であります。法律上別に制限がありませんから、誰でも委託者になれます。

二 受託者 之は信託の引受をして財產の管理・處分の任に當る者であります。受託者となつて信託の營業をするに、我が國では資本金百萬圓以上の株式會社でなければならぬことは前に述べた通りです。

三 受益者 之は信託せられた財產の管理又は處分から生ずるところの利益を享ける者であります。委託者自身が受益者となることは勿論差支へありません。

次に委託者が受託者即ち信託會社と信託契約を取結ぶに

最新商業教科書

四〇

東京信託株式會社

信託期間五年○箇月間	信託金額金五萬圓也	委託者(住所)尾道市土堂町四十五番地	元本受益者(住所)尾道市土堂町四十五番地	収益ノ受益者(氏名)(住年)元金受取人(氏名)	契約ノ種類長期甲	運用方法二依り之ヲ運用するルコト	運用利廻最初二計算期ハ標準利廻信託料差引年七分	右要旨ニ依り指定金錢信託申込候	信昭和△年十二月一日戸忠士	欄東京信託株式會社御中
------------	-----------	--------------------	----------------------	-------------------------	----------	------------------	-------------------------	-----------------	---------------	-------------

第五五號

要旨

一信託金五萬圓也

受 益 者 戶 委 訂 者 戶

信託期間ノ始期 昭和△年十二月一日

子殿
士殿

指定金銭信託證書(第二種)

指定金銭信託證書(第二種)

運用利廻最初二計算期ハ標準利廻信託料差引年七分以上トシ其後ハ當期ノ純収益率ニ依ル

○ 御注意
○ 信託期間内萬一金銭御入用ノ節ハ御融通ノ途モアリ又已ム得
○ ザル御事情アラ解約ノ御需ニモ應ニベク候
○ 受益者ハ委託者ト同一ニ差支無之尙申込書ト共三御信託印相
○ 金御送被下候ハ更メ契約書作成御送付ノ上更ニ御調印相
○ 願可申候
○ 第一 東京銀行各地支店へ御振込
○ 大阪、神戸、京都、名古屋三於ハ同行支店へ御振込
○ 座口」へ御振込被下、其ノ内地各支店所在地ニ於テ
ハ同行店「當社乙口當座」宛御振込被下候、振込
當日ヨリ収益ヲ附事ナリ錦百圓横小切手御送付
當社受取人トスル東京渡り銀石横小切手御送付

付致候也
ルニ依リ右契約ノ證トシテ本證書ヲ作成シ之ヲ委託者ニ交
東京市麹町區有樂町一丁目一番地
受託者 東京信託株式會社
取締役社長
上杉四郎印

第二編 託業 第三章 託契約の手續

は、先づ會社に信託申込書を差出し、其の承諾を乞はねばなりません。信託會社の承諾があれば改めて信託契約書を作つて委託者と信託會社とが署名します。信託會社は此の契約によつて、更に信託證書を作つて委託者に交付しますから、委託者は之等の書類を保存しておけばよろしい。信託契約の期間が満了になれば、信託證書を示し、信託料を拂ひ、元本と収益とを受取ればよろしい。収益は期間満了後受取ることもあれば、期間中毎年受取ることもあります。すべて詳しい事柄は契約の際取定めなければなりません。

指定金錢信託契約條項

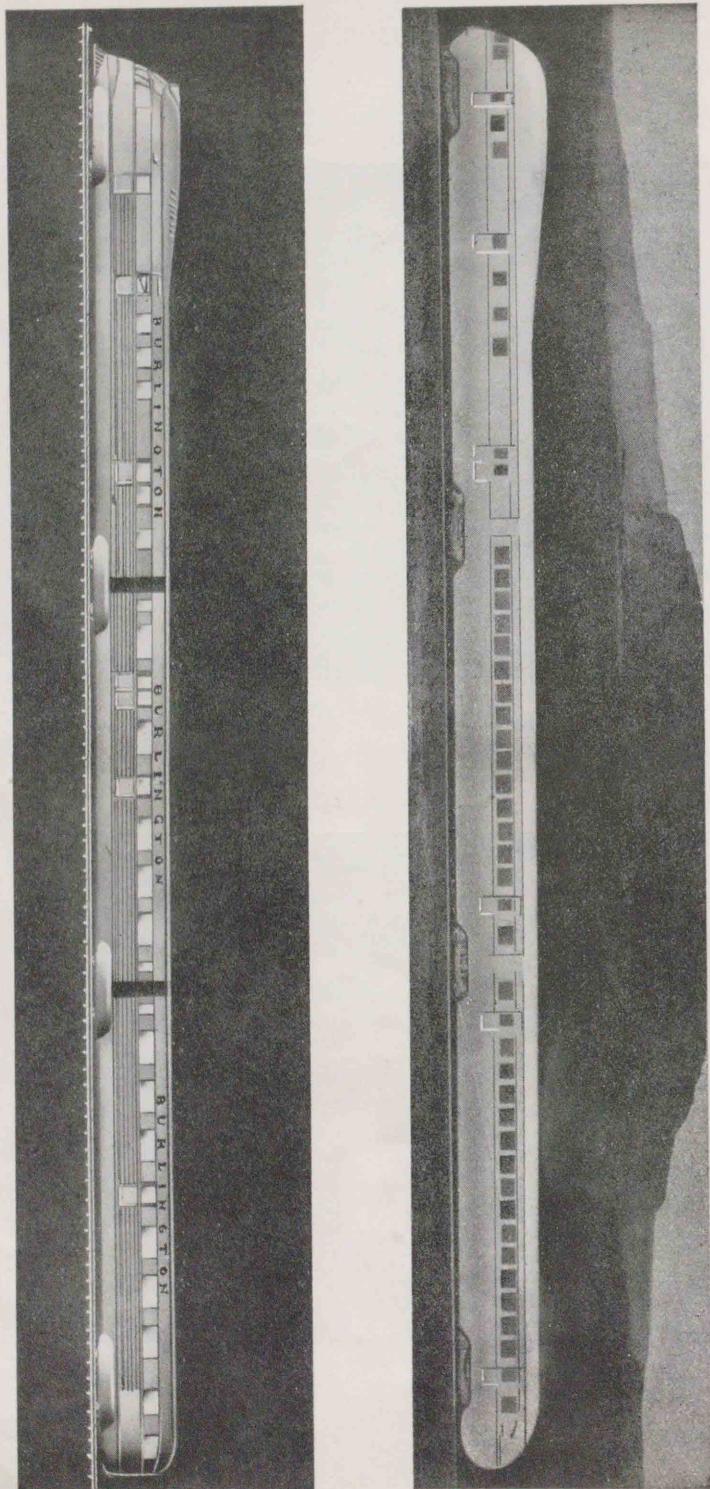
第三編 陸運業

第一章 鐵道

交通機關は大量の貨客を安全迅速に廉い料金で輸送することを使命としてゐますが、陸上に於いては今のところ鐵道が一番であります。鐵道とは鐵軌^ルを敷き、各種の動力を使つて、其の上に車輛を運轉し、以て人や貨物を運搬する設備を謂ひます。^①鐵軌^ルを敷きますが、之が特徴でありますと、鐵道とい

年 度	官私設		營業額	機關車	客 車	貨 車	乗客數 〔百萬人〕	貨物量 〔百萬噸〕
	官	私						
大正元年			八、三九四 〔千萬圓〕	一、二三五	一一八一	六、一四八	四〇、五二七	一六〇、七
昭和元年	官	私	一一八六一 五、二五一	一九七	八九八	八九九	一一四二五	三二、三
昭和八年	官	私	一五、八四五 七、二〇二	九九四	一〇、〇六四 八九二	一〇、〇六四 二、九六九	一〇、〇五四 一〇、六二九	三三、一 三二、七

^① 鐵道と軌道と區別して言ふときには鐵道は道路外に鐵軌を敷いたものであります。(例へば東海道線・山陽線等)軌道は道路上に鐵軌を敷いたものであります。(例へば東京大阪廣島等の市内電車)



アメリカの高速度流線型列車 上(2) ニュオーバン・ハイライド鉄道 下(2) パーリントン鉄道

ふ名前も附いてゐるのであります。①動力としては蒸氣力が普通に用ひられ、汽車といふ名前も附いてゐる程であります。が、近頃は電氣力が盛に用ひられる様になりました。②設備としては線路・停車場・車輛其の他のものが用ひられます。

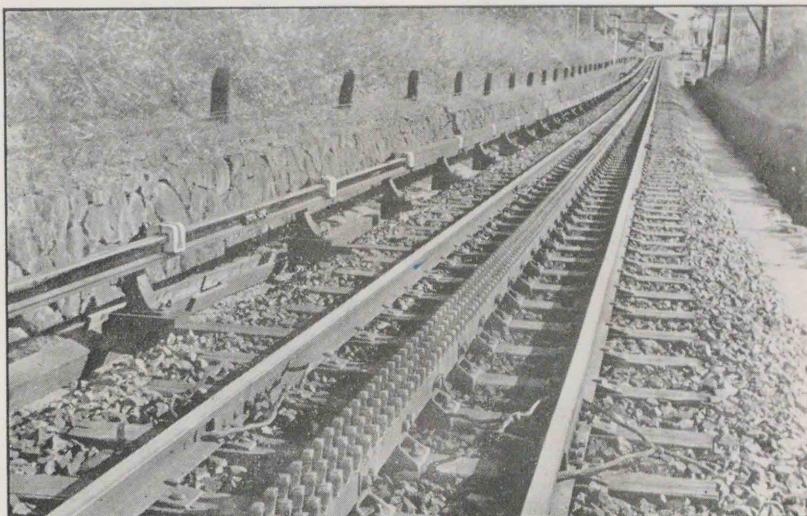
鐵道は經濟上、技術上等色々の立場から分類することが出来ます。

鐵道を經濟上から分類しますと、幹線鐵道と枝線鐵道になります。幹線鐵道は一國の首都・重要都市・港灣等を連ね、交通運輸の大脈絡を成すものであります(例へば東海道線・山陽線・北陸線等)、枝線鐵道は幹線鐵道から木の枝の様に分れたもので、地方的交通の任に當り、且つ幹線鐵道に對し、貨客の聯絡供給を行ふものであります(例へば山陽線に對して言へば、藝備線・廣濱線・宇野線等)。

又鐵道を技術上から分類しますと、狭軌鐵道と廣軌鐵道と

① Rail, Railway.

② 昭和元年國有鐵道の電化は275杆で總延長の約2%に當ります。



碓氷峠アプト式鐵道



東京地下鐵道

になります。之は、鐵道の標準の軌間が一・四五五米でありますから之を標準としてそれより軌間が狭いか廣いかによつて分けたものであります。我が國の鐵道はその軌間が一・〇六七米ですから狹軌鐵道に屬します。歐米の鐵道は一・四三五米、一・五二四米、一・六七六米等あつて、概ね廣軌鐵道に屬します。廣軌鐵道は（1）大速力が出せること、（2）多量の運送が出来ること、（3）安全快適であること等の便利長所を有つて居ます。^①

第二章 鐵道業及び鐵道業務

鐵道業といふのは、右に述べた様な鐵道の設備をして、旅客及び貨物の運送を行ひ、報酬として運賃を受ける商賣を謂ひます。時によると變則的に、（1）或は設備を貸すだけを鐵道業としたり、（2）或は設備は他から之を借りて鐵道業をした

り、（3）或は設備を共同にして鐵道業をしたり^①することも行はれます。又附隨業として海運業・旅館業・礦山業・工業・農業等が鐵道業と併營されることもあります。

我が國國有鐵道の營む主なる業務は、旅客の運送と貨物の運送であります。以下之を説明しませう。

一 旅客の運送 旅客は之を一等・二等・三等の三階級に分け、料金を異にして輸送致します。又特別の料金を徴しては、之に急行列車・寝臺車の便も與へます。旅客の自用携帶品も手荷物として、一定延量迄は無賃とし、それ以上は相當の料金を徴して、之が運送を致します。

乃ち、私等が旅行するには、相當料金を拂つて、乗車券^②を求め、急行列車・寝臺車を利用するならば、別に急行券・寝臺券を買へばよろしい。手荷物を託送するには、之を堅牢に荷造し、荷札を附け、係員に差出し、乗車券を示して、之を頼めばよろし

①特にヨーロッパ大陸の様に各國が境を接してゐる場合、鐵道業者はかうしてお互ひに設備を共同にして商賣を致します。かうすると國境毎に乗換・積換等をする勞が省かれて大層便利です。

②乗車券には普通乗車券・往復乗車券・定期乗車券・團體乗車券・貸切乗車券等があります。乗車券には乗車區間・通用期限・等級・運賃額・發行日附等が記載されます。

③乗車券を示すのは自分が手荷物を託送する資格の有る乗客であるといふことを證明する爲です。

④其の他の尙、レールの種類からは、普通鐵道・齒車鐵道・綱索鐵道、位置からは高架鐵道・路面鐵道・地下鐵道等に分けることも出來ます。

い。係員は之に對し到着驛で引渡す際の證として、手荷物引換合符を交付して呉れます。^① 又鐵道は私等の爲に各驛で携帶品の一時預り^②をして呉れます。

尙小量の荷物を速く送る場合にも、旅客列車が利用されます。此の場合の荷物を小荷物といひます。普通に客車便で送るなどといはれる場合のものが之に當ります。

二 貨物の運送 貨物は貨物列車で運送されます。通常貨車便で送るなどといはれる場合の貨物が之に當ります。

貨物は更に普通品・危険品・特別等級品に三大別されます。米・鹽・醤油・薪・綿・石材などといふ生活必需品・原料品は特別等級品に屬し、火薬・揮發油・燐寸・硫酸等爆發・發火・腐蝕の虞のあるものは危険品に屬し、其の他の一般貨物はすべて普通品に屬します。そして、之等の物は更に、其の性質と次に述べる扱種別とに従つて、普通品及び危険品は一級から十級までに特別等級

品は十一級から二十級までに等級をつけられます。^①

貨物の扱種別には次の四種があります。

(1) 小口扱 小量の貨物運送に用ひられるもので、延數で運賃が計算され、積込・積卸の費用も運賃の中に含まれるものであります。託送者は一定地域内に限つては、相當料金を拂つて、集貨及び配達を頼むことも出来ます。

(2) 宅扱 貨物を指定列車によつて速く送るものであります。運賃は小口扱同様延數で計算されますが、積込・積卸のみならず、集貨・配達の費用まで其の中に含められてゐますので、託送者にとつては大變簡単で便利なものです。

(3) 貸切扱 託送者が貨車を何臺か借切つて貨物を送るものであります。運賃は小口扱のときは1級品、貸切扱のときは9級品。ハ、特別等級品 米は小口扱のときは13級品、貸切扱のときは20級品。施扱のときは、すべて小口扱より一級低い等級となります。例へば綿糸は施扱のときは4級品となります。宅扱のときは等級別がありません。

①等級別の一例を下に示しませう。

イ、普通品 綿糸は小口扱のときは3級品、貸切扱のときは8級品。
ロ、危険品 硫酸は小口扱のときは1級品、貸切扱のときは9級品。
ハ、特別等級品 米は小口扱のときは13級品、貸切扱のときは20級品。
施扱のときは、すべて小口扱より一級低い等級となります。例へば綿糸は施扱のときは4級品となります。宅扱のときは等級別がありません。

①Check for Luggage (チェック フォア ラッゲジ)

②一時預りの料金は普通一個につき一日十錢です。

る荷主は之による方が得です。

(4) 施扱^{あつかひ} 運送數量の單位を噸とし、其の運送最低量を二施とする取扱ひです。小口扱よりも一級低い賃率が課せられますから二施以上八・九施位の貨物は此の扱ひによる方が得です。

私等が鐵道に貨物を託送するには、必要な荷造をし、品名、箇數、記號、宛名、着驛等を明記した荷札を各個に附け、別に何等の書面を要せず、すべて口頭で申込めばよろしい。たゞ貸切扱並に引換證請求、代金引換其の他特殊の取扱を必要とするものは貨物運送狀によつて託送を申込まなければなりません。そして鐵道が運送を引受け貨物を受附けた時は、貨物通知書または貨物引換證のいづれかを發行して荷受人に交付します。貨物引換證の場合には荷受人はこれを荷受人に送付し、荷受人は着驛でそれと引換に荷物を受取りますが、貨物通知

書はこれを荷受人に送付する必要なく、荷受人は着驛で自己の印章によつて引渡を受けることが出来ます。

第三章 鐵道運賃

我が國國有鐵道の旅客運賃は遠距離遞減累加計算法といふ計算方法によつて、徵收されます。即ち、左表の様な賃率で、遠距離に行く程比較的に安くなる様定めてあります。此の表は三等旅客運賃ですから、二等旅客運賃は之等の二倍、一等旅客運賃は三倍、子供は各等半額となります。

三等旅客運賃表

每 一 杆	料 程 以 下 の 杆 程	費 金	料 程 超 ゆ る 杆 程	費 金
一・五六	一・三一	一・〇六	〇・八七	〇・七五
〇・六九	〇・六三			

貨物運賃中、小荷物の分は左表によつて計算され

鐵道旅客運賃の例(三等)			
自	至	料 程	運 賃
廣島	三原	72.0	1.13
同岡山		161.9	2.32
同姫路		250.5	3.27
同神戸		305.3	3.85
同大阪		338.4	4.16
同京都		381.2	4.54
同名古屋		528.8	5.76
同東京		894.8	8.29
同徳山		885.1	1.37
同小郡		132.8	1.95
同下關		202.3	2.76
備考			
(1) 東京一上野間は 3.6 斤			
(2) 3 斤未満の乗車は 3 斤分を徵す。			
(3) 1 斤未満の端数は 1 斤分を徵す。			

昭和九年 縣下各驛貨客 統計	旅 客		貨 物	
	(發)	(着)	(發)	(着)
島	2,759,923人	2,729,694人	145,323噸	132,353噸
山	2,274,226	2,273,905	20,399	86,738
道	879,625	816,503	56,689	64,374
原	789,760	783,626	48,977	39,765
尾	435,877	426,733	16,472	23,203
三				

ます。①手荷物は三等旅客三十斤、二等四十斤、一等六十斤は無料ですが、それ以上の超過分はやはり左表によつて計算されます。

貨物運賃中、貨物の小口扱・廻扱・貸切扱の分は、それぞれ其の等級・料程の數量によつて異り、詳細な貨物賃率表(もづりひょう)によつて計算されます。参考の爲に此の表の一部を左に示しませう。

貨物の宅扱の分は左表によつて計算されます。

貨物賃率表（拔萃）

	普
	通
五 ○ ○ ○ ○	品
四 三 三 二 二	生
二 六 ○ ○ ○	活
一 八 ○ ○ ○	必
一 四 ○ ○ ○	需
一 六 三 ○ ○	品
三 ○ ○ ○ ○	率
七 六 五 四 三 三 二 二 一	表
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 八	三
六 五 ○ 六 二 八 四 四 三	○
五 五 ○ 六 五 ○ 五 ○ 六	延
四 四 ○ 四 四 ○ 五 ○ 六	迄
三 三 六 六 六 八 八 八 九	三
三 三 六 六 六 八 八 八 九	○
三 三 六 六 六 八 八 八 九	延
三 三 六 六 六 八 八 八 九	迄
三 三 六 六 六 八 八 八 九	增
三 三 六 六 六 八 八 八 九	以
三 三 六 六 六 八 八 八 九	上
三 三 六 六 六 八 八 八 九	ス
三 三 六 六 六 八 八 八 九	一
三 三 六 六 六 八 八 八 九	○
三 三 六 六 六 八 八 八 九	毎
三 三 六 六 六 八 八 八 九	延
三 三 六 六 六 八 八 八 九	迄
三 三 六 六 六 八 八 八 九	ニ

いとんなん かさだひん
①小荷物の中でも易損品(電球・玩具等)及び高価品(椅子・行李等)は此の表の2倍の運賃が徴されます。又特殊な物、例へば車輪類・死體・貴重品・小動物等に就いては、それぞれ特別の運賃が定められて居ります。

○軒程は鐵道省の貨物營業料程表を見れば直ぐ判ります。
○廣島驛を起點として次の各驛に至る距離及び旅客運賃は下の通りです。
下關 糸崎 大阪 京都 名古屋 東京
距離(km) 202.3 74.4 338.4 381.2 528.8 894.8
三等賃金(圓) 2.76 1.17 4.16 4.54 5.76 8.29

一、〇〇〇	六〇〇	八〇〇
一、二〇〇	八〇〇	一、〇〇〇
一、四〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
一、六〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
一、八〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
一、五五	一、四五	一、四五
一五	二〇	二〇
二一	二二五	二一五
二三	二四五	二一五
二九	一六五	一〇五
三七	一八五	一一五
三四	二〇	二〇

貨物の宅扱には等級別が有りませんから、之を補ふ爲に、引越荷物硝子、鐵、植木、自轉車、籠、筈、提灯、蒲團等についてはそれぞれ割増が定められてゐます。

第四章 自動車運送業

自動車とは、ガソリン、内燃機、其の他の原動機を用ひ、道路上に運轉される車輛です。鐵軌上に運轉されないところが、鐵道と異なるところです。道路の建設は、自動車の發達のために

必須であり、歐米諸國には、自動車専用道路の設備さへあります。

自動車は、其の運送するものにより、旅客自動車と貨物自動車とに分たれます。

自動車は、大量の貨客を遠距離に輸送する場合には、なほ鐵道に及びませんが、小量の貨客を近距離(百糠内外)に輸送する場合には、時間を探して相當幅員の道路のある場所へは、自由に運轉される長所があり、寧ろ鐵道に優つて居ります。

自動車運送業とは、自動車を以て、旅客及び貨物の運送を行ひ、報酬として運賃を受ける商賣を謂ひます。此の中、傭車自動車業と乗合自動車業とは、旅客の運送を主目的とする

自動車一臺に對する人口の割合	
アメリカ合衆國	(一九三四年)
フラン西ス	五人
タイ	三人
日本	二人
約合	一人

● 傭車=ハイマー又はタクシー
乗合=バス

ものであり、貨物自動車業は、貨物の運送を主目的とするものであります。業者により、両方を併営する者もあります。

我が國では、旅客・貨物の運送を、特に定期に、一定路線につき行ふものは、自動車運輸事業と謂はれ、其の設備經營については、鐵道大臣の免許を受け、且つその嚴重な監督を受けなければなりません。

自動車の運賃は、傭車の場合には、当事者の自由取引又はメーターチートにより定められます。乗合の場合には、省営バス（鐵道省經營）の分は、



○寫眞は廣島一濱田港間省営バスであります。

鐵道省により定められ、私営バスの分は、政府の認許を得て、經營者により定められます。貨物自動車の場合には、普通當事者の自由取引により定められますが、前に述べた自動車運輸事業の場合は、政府の認許を得て一定運賃が定められます。

第四編 海運業

第一章 海運の意義及び種類

海運といふのは、船舶を以て、人や貨物の海上運送を行ふことを謂ひます。船舶は動力から見ますと、風力を使ふ帆船と、

種類	昭和五年	年		
		六	七	八
汽船	九、九六	九、二一	九、三〇	九、七五
モーター船	八、九六	九、四三	九、二〇	九、五九
帆船	一、五八四	一、四〇八	一、三五九	一、三九三
計、世界總噸數	七〇、一六八	七〇、一三二	七〇、一七四	七〇、一九〇

蒸氣力を使ふ汽船と、石油爆發力電力を使ふモーターボートとの三種になります。今のところでは汽船が一番多く用ひられて居りますが、一番理想的なのはモーターボートであります。船舶には船長初め一定の資格のある海員が乗組んで其の仕事を致します。

海運を航海期によつて分ければ、定期航海は一定の期日をになります。定期航海は一定の航路を航海するものであり、定め、一定の航路を航海するものであり、不定期航海は期日や航路を一定せず、旅客や貨物の有無により、其の場合々々に、あちらこちらへ航海するものであります。定期航海は貨物や旅客の無い場合、不景氣な時にも續けて行ふといふ不利もありますが、他方少量の貨物でもよ

各國所有船舶總噸數表 (總噸數)②(單位千噸)	英 國 (本國及 自治領)	米 國	日 本	佛 國	獨 逸	諾 威	伊 太 利	和 蘭	其 他	世界總計
	二〇、八四一	一三、〇四五		四、〇七三		三、九八一				
				三、六九一		三、二九八				
				二、九二八		二、六一八				
				一一、一〇二		六五、五七七				
(昭和九年六月末)										

①モーターボート(Motor-ship)は動力機械が場所をとらぬこと、燃料の積載が便利なこと、煤煙が無いこと等の長所を有つてゐます。
 ②船全體の容積を100立方呎1噸の割りで勘定したもの。船の噸數には此の純噸數(商賣に使へる正味の容積を100立方呎1噸の割りで示したもの)・載貨噸數(積むことの出来るだけの貨物の量を40立方呎1噸又は2240封度1噸の割で示したもの)・排水噸數(船の重さを2240封度1噸の割で示したもの)等があります。



日本郵船株式會社一號父丸—最新式のモーターボート

から船舶全體を賃借した者が之を營むこともあります。又附隨業としては、船業税關貨物取扱業海上保險會社の代理業等が海運業と兼營されることもあります。

一 旅客の運送 旅客は通常之を一等・二等・三等の三階級に分け、料金を異にし、乗船券を發賣して、輸送致します。①

の手荷物も一定量までは無料で之を輸送致します。

二 貨物の運送 貨物は個々の運送契約又は傭船契約によつて輸送致します。以下之を別々に説明します。

1 個々の運送契約による運送 之は一名共用船運送積合運送と謂はれるものであります。海運業者が各個々の荷主から貨物の運送を頼まれ、之等を一つの船(共用船など)と謂はれますに共同に積合せ、以て其の運送を行ふのを謂ひます。私等が個々の運送契約によつて貨物を託送するには先づ海運業者の廣告其の他によつて、船名・發航日時・仕向港・寄航港

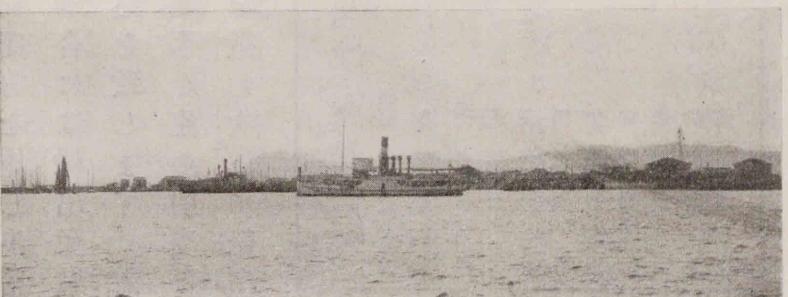
等を調べ、鐵道の場合と同じく貨物に荷造・荷印等を施し、出荷申込書といふ運送の依頼書を作り、輸出の場合には輸出免狀を之に添へ、所定の期間内に海運業者に申込を致します。海運業者は船腹其の他の事情を考へて其の諾否を定め、引受けた上は運賃を計算し、運賃前拂のときは之を徵し、次いで船積指圖書といふものを作つて私等に交付して呉れます。私等は此の書類と共に貨物を本船に差向けます。本船では此の指圖書と對照して貨物を受取り、積荷受取書を作つて船積の證明をして呉れます。乃ち私等が之を海運業者の營業部へ持參すれば、海運業者は改めて、陸揚港で貨物を引渡

大西洋航路の十大優秀船(昭和十年六月調)					
船名	國籍	總噸數	速力	ノット	年
ノルマンディー	英	13,000	14	14	1935
クイーン・メリ	英	13,000	14	14	1935
マジエスティック	英	13,000	14	14	1935
アレーネン	獨	12,500	13	13	1935
レーフカス	英	12,500	13	13	1935
オイローバ	伊	12,500	13	13	1935
ベレンガリア	英	12,500	13	13	1935
オリムピック	英	12,500	13	13	1935
コント・ディ・サヴォイア	英	12,500	13	13	1935
レヴィニアサン	米	12,500	13	13	1935
アラメン	獨	12,500	13	13	1935
アーヴィング	美	12,500	13	13	1935
トリニティ	獨	12,500	13	13	1935
アーヴィング	英	12,500	13	13	1935
アーヴィング	英	12,500	13	13	1935

①乗船券には、普通乗船券・往復乗船券・世界周遊乗船券・團體乗船券等があります。普通乗船券には旅客氏名・乗船地・上陸地・等級・船名・寝床番號・運賃・乗船券發行者發行地發行年月日等が表面に記され、裏面には乗船注意等が記されます。

す爲の證として、荷物受取證を作つて交付して呉れます。①私等は之を相手方に送つて貨物の引取をさせればよろしい。若し私等が引換用の書類を貰ひ、それによつて貨物の賣買をしたり、荷爲替の取組をしたりしようとする場合には、私等は荷物受取證の代りに船荷證券^②の交付を乞はねばなりません。船荷證券の種類としては、普通船荷證券の他に、海陸連絡運送の場合の通し船荷證券、船會社が便宜上序に保険の取扱もして呉れる赤刷の赤船荷證券等があります。

2 傳船契約による運送 之は船主が船腹の全部又は一部を荷主に貸與へ、荷主



①荷物受取證は鐵道の場合の貨物通知書に當るもので、其の形式は大體船荷證券（上巻89頁）と同じです。

②鐵道の場合の貨物引換證に當るもので、

○上圖は廣島港の一部であります。

傳船契約書

今般傳船者

高田十郎

(甲ト稱ス)ト船主

木下三郎

(乙ト稱ス)

トノ間ニ貨物運送ノ爲メ左ノ條項ヲ約定ス

第一條 船舶運貨及其他ノ項目ヲ約定スルコト左ノ如シ

船名

飛龍丸

總噸數一、七四二噸

登簿噸數一、一八〇噸

運賃割合

一廻ニ付壹圓八十錢

積入地

廣島港

總噸數一、七四二噸

貨物積入地

大阪港

登簿噸數一、一八〇噸

運賃金支拂日

大坂
十月十日

積揚地

ゴム靴

品名及積荷高

悉皆傳船者持

船料

一日ニ付金
壹百五拾圓也

積込開始期日

九月十六日ヨリ開始、同月二十日ヲ経過スルトキハ解約トス

第二條 船舶所有者ハ發航ノ當時船舶が物品旅客運送ノ滴航船ニシテ前條規定航路ノ航海ニ堪フルコトヲ擔保ス

第三條 第一條ノ通り積荷高相定ムト雖甲ノ都合ニ依リ積荷高増加シ若クハ本船腹或ハ船脚ノ都合ニ依リ貨物ヲ積残シタルトキハ甲ハ第一條ニ定メタル運賃ノ割合ヲ以テ現積荷高ニ對スル運賃ヲ乙ニ支拂フベシ
 第四條 乙ハ特ニ甲ノ承諾ヲ得ルニアラザレバ他人ノ荷物又ハ旅客ヲ積入レザルベシ
 第五條 甲ノ都合ニ依リ第一條記載ノ積入高ヲ減クシ又ハ全ク之ヲ積入レザルトキト雖モ甲ハ乙ニ對シ約定運賃ノ全額ヲ支拂フベキ
 第六條 義務アルモノトス
 第七條 甲力碇泊期間ヲ超過シ船舶ヲ碇泊セシメ滯船料支拂ノ必要ヲ生シタルトキハ甲ハ第一條ニ定メタル滯船料ヲ支拂フベシ
 第八條 第一條ニ定メタル碇泊期間内ニ於テ暴風雨天災其他意外ノ事變或ハ駁舟及人夫ノ「ストライキ」等ノ爲メ實際荷役ヲナシ能ハザルトキハ之ヲ其碇泊期間ニ算入セザルベシ危險ノ恐アリテ一時本船ノ碇泊所外ニ避難シタル場合モ亦同シ
 第九條 第一條ニ定メタル解約日迄ニ本船積荷港ニ於テ積込準備ヲ了セザルトキハ本契約ヲ解除スルト否ヤトハ甲ノ任意トス
 第十條 ウインチ其他積卸ニ必要ナル本船備附器具ハ甲ナシテ自由ニ使用セシムルノ義務アルモノトス
 第十一條 運送品ヲ船積又ハ船卸スルニ必要ナル準備ガ整頓シタル時ハ船舶ハ遲滞ナク傭船者又ハ其代理人ニ通知ヲ發スベシ
 第十二條 船舶ハ時宜ニヨリ水先人ヲ使用シ又使用セザルコトアルベシ
 第十三條 船舶ハ燃料石炭及船用品積取ノ爲メ航海ノ途次必要ナル港湾ニ寄港スルコトヲ得
 第十四條 船舶が乙ノ所有ニアラザル時ト雖モ乙ハ本契約ニ關シ甲ニ對シ船舶所有者ニ代リ一切ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フベキモノトス
 第十五條 共同海損ハ一千九百二十四年ヨークアントワーブ規約ニ準據スベシ
 第十六條 本契約ノ積荷ニ對シテ別ニ船荷證書ヲ發行スルヲ以テ此契約書ニ定メタルモノ、外ハ總テ船長發行ノ船荷證書面ニ記載スル
 第十七條 約項ニ據ルモノトス
 此契約ニ違背シタルモノハ違約者ニ對シ其違約ノ爲メニ生スル損害額ヲ違約金シテ支拂フベシ
 本契約ニ付爭議起リタルトキハ當事者間ノ選定シタル仲裁人ノ裁決ヲ最終トシ其裁決ニ服從スルノ義務アルモノトス
 右双方合意ノ上結約候處確實ナリ因テ本書二通ヲ作成シ各自記名調印ノ上各壹通ヲ分有スルモノナリ

昭和△年九月五日廣島ニ於テ作成

傭船者 高田十郎印
 船主 木下三郎印
 印紙印

をして其處へ適當に荷物を積込ましめ、運賃を得て之を運送することを謂ひます。丁度鐵道の場合の貸切扱に當るもので、荷主は船腹の全部又は一部を借り切り、之に荷物を適當に積込み、一定の運賃を拂つて其の運送をして貰ふのです。^① 貨率が割合に安いので、大量の荷物は、かうして送る方が便利であります。

傭船の類別には次の様なのがあります。

（一）全部傭船と一部傭船　船腹の全部を傭船するのが前者であり、一部を傭船するのが後者であります。

（二）定期傭船と定航海傭船　三箇月六箇月の一定期間傭船するのが前者であり、横濱門司間一航路とか一往復航海とか傭船するのが後者であります。^②

私等が傭船契約によつて貨物を託送するには、船主に其の旨を申し出で、之と傭船契約を締結し、傭船契約書といふもの

第五編 空運業

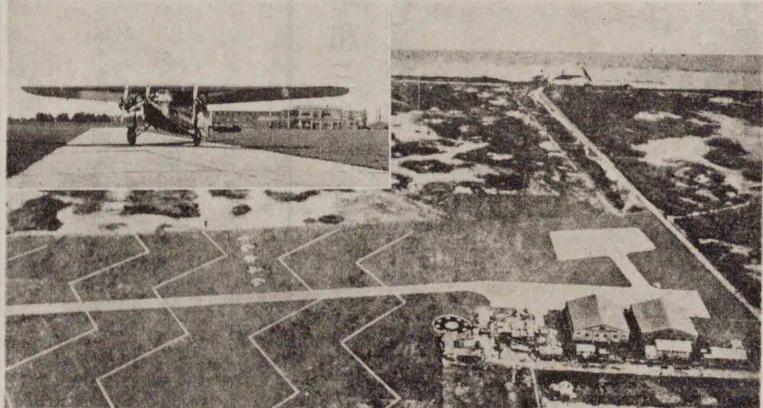
空運とは、航空機を以て人や貨物の空中運送を行ふことを謂ひます。航空機には、飛行機と飛行船とがありますが、現在では、飛行機の方がより重要な役割をしてゐます。飛行機は、其の運送するものにより、旅客機と荷物機とに分たれます。現在では旅客機の方がより廣く普及してゐます。

空運は、他の陸運・海運と比較して、何物も遮ざる物の無い空中を、高速力で運搬することの出来る長所を有つてゐますが、その代り、航空機の設備費を多大に要すること、積載能力が限定されてゐること等の短所を有つてゐます。従つて、運送されるものは、旅客・郵便物が主となつて居り、多量の大貨物は尙之を陸運・海運に委ねて居ります。

空運業といふのは、旅客及び貨物の空中運送を行ひ、報酬として、運賃を受ける商賣を謂ひます。但し、右に述べた様な理由で、今のところ主として行はれるのは、旅客及び郵便物の空運業であります。

旅客(及び郵便物)の運賃は、實際に要する費用から計算するとすれば、非常に高くなりますが、國家からの補助金がありますので、比較的割安にされてゐます。例へば、我が國では大體、鐵道旅客一等特急運賃程度にされてゐます。

我が國を初め、歐米各國はすべて、



○寫眞は羽田國際飛行場であります。

空運が郵便物輸送に當ること、國防上に重要な役割をすること等に鑑み、直接又は間接に之に補助金を與へてゐます。

歐米では、世界大戦後飛行機の發達は特に目覺しく、その空には、航空網が完備してゐます。我が國でも、昭和三年に、日本航空輸送株式會社が、國庫補助の下に設立され、重要都市の間に定期航空輸送を實施してゐます。

第六編 保険業

第一章 保険の意義及び效用

私等は生活上事業上に就いて、色々の事故發生の爲、金錢の

各國の商業用飛行機	
	臺數 操縱士 飛行場
アメリカ合衆國	九、三〇〇 二、六三一 二、三四二
フランス	一、九〇〇 一、四五八 一二二
イギリス	一、七〇〇 三、七〇〇 三二一
イタリア	一、三〇〇 三、四七八 三一七
日本	三五〇 四〇〇 三二一
	充六人 七〇八人 三三一

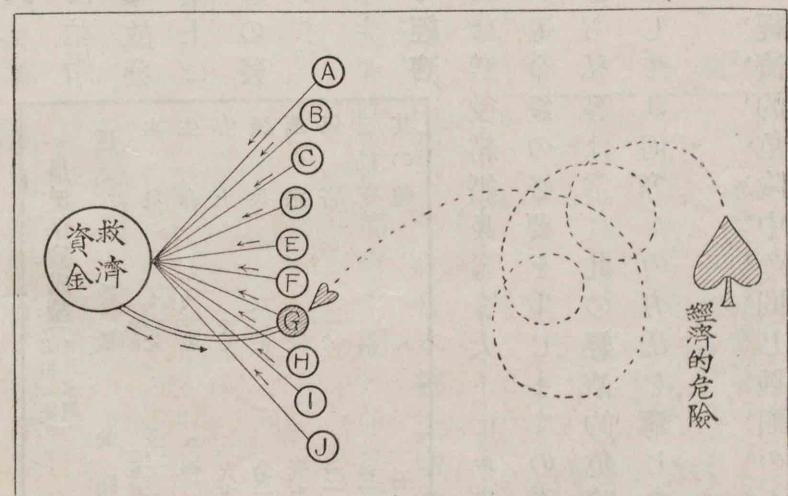
最近保險成績(昭和九年五月末調)		
種別	件數	金額
火災	二、七〇九千件	三百萬圓
海上	六、三五五	一、六三
生命	九、四〇	二、六七
兵士	一、三七	全三
傷害	九、八	三七
自動車	一、八八	全三
其の他	九、一	全三

必要に迫られることが少くあります。即ち、生活上に於いては、結婚・兵役・老衰・死亡・傷害・疾病等の事故發生の爲金錢の必要を感じ、事業上に於いては、運送事故・火災事故等の發生の爲、又金錢の必要を感じます。私等はかういふ金錢の必要を生ずる一切の事故を一纏めにして、經濟的危険と謂ひます。勿論、中には兵役・結婚・長壽等大いにお目出度いものもありますが、何れも金錢の必要を生じますので、かういふ名前を附けます。即ち私等は常に此の經濟的危険に曝されてゐるわけで、之に對しては何等かの方法を講じなければならぬのであります。

保険といふのは、即ち之等の經濟的危険中の、同じ種類のも

のに曝されて居る者同士が多く、數(下圖のA・B・C……J)寄り集つて、少し宛豫め金を出し合つて置いて、誰か判りませんが、其の中で危険に遭遇した人(G)があつたならば、其の人(G)に此の集めて置いた金を渡すところ、の一種の相互救濟の仕組であります。①

經濟的危險の中には、火災や盜難の様に或る程度迄豫防の出来るものもありますが、死亡の様にどうしても防ぐことの出来ないものもあります。



①外國の學者で「保險は共同の金庫の様なものだ」といふ人があります。

お互に金を出し合つておいて金の要る事件に備へるのが保險

兵役・結婚・長壽の様に喜んで迎へねばならぬものもあります。之等に對しては、各自が平生心掛けて貯金をするのもよろしいが、危険は未だ貯金が溜らぬうちに来るかも知れません。借金をして其の場を凌ぐことも出来ますが、返済の爲には後々まで苦しまねばなりません。ところが保険の仕組によりますと、多數から金を集めますので、危険は何時來ても用意が出来て居ります。又誰か其の金を貰つても之を返済する必要はありません。實に私等は此の保険の仕組によつて、安心して各自の業に精を出し、幸福に人生を送ることが出来るのであります。

第二章 保險の種類

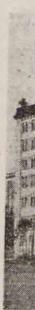
保險の最も普通の分類は、之を其の保険する經濟的危險の性質からするものであります。之によりますと私等は先づ

保険を、私等の身體に關係のある經濟的危險を保險する人保險と、私等の財産に關係のある經濟的危險を保險する物保險との二つに大別することが出来ます。

人保險の中には人の生死に關する生存保險・死亡保險・養老保險等の生命保險があり、又只身體の一部に關係する疾病保險・傷害保險等の身體保險があります。

我が國で普通に生命保險といふ場合には、此の中の前の方の人の生死に直接關係する生存保險・死亡保險・養老保險だけを指すのであります。

物保險の中には更らに運送保險とその他の保險との二大別があります。



○圖は東京海上火災保險株式會社。

を償ふ海上保險と、航空に關する損害を償ふ航空保險との三別があります。然し、只運送保險と謂へば陸上運送保險のこととを指します。

其の他の保險の中には火災に因る損害を償ふ火災保險、森林の災害を償ふ森林保險、盜難を償ふ盜難保險、自動車の破損を償ふ自動車保險、漁船の破損を償ふ漁船保險等種々のものがあります。^①

尙特別なものとして、再保險といふのがあります。が、之は甲の保險者の負ふ損害填補の責任を、更に乙の保險者に保險させるものです。船舶など、非常に高額に上るもの、の保險を保險者が引受けた場合、其の責任の全部又は一部を、更に他の保險者に保險させることは少くありません。

第三章 保險業及び保險業務

保険業といふのは、前に述べたところの保険の仕組に於いて、多數から金を集めると、誰か經濟的危険に遭遇した人があつたら、之に此の金を渡すことを商賣とすることを謂ひます。即ち、保険業者は多數から保険料といふ名前で金を集め、之を以て其の中の危険に遭つた人の損害を填補し、自分の營業費を拂ひ、残りを利得とするのであります。近頃統計の研究といふことが進歩しまして、一年に千人の中何人位る死ぬであらうか、火事はどの位るあらうか、又沈没などもどの位るあらうかといふ事が、凡そ平均から割出せる様になりましたから、保険業者の毎年填補しなければならぬ數も判り、從つて保険料もどの位る集めればよいかが判つて来て、保険業も立派に商賣として成立つて行く様になりました。そして保険業者が保険料として各階級の人から集めた金は利殖の爲めに種々の方面に活用せられ、保険は金融機關としても重

要な働きをする様になりました。保険業を營むには、資本金十萬圓以上の株式會社又は資金十萬圓以上の相互會社で、^①商工大臣の免許を受けなければなりません。

保険業者の營む保険の種類は前の章に述べました様に非常に澤山ありますが、以下節を分けて其の重要なものだけを研究しませう。

第一節 海上保険

海上保険といふのは、航海に關する事故に因つて生ずる一切の損害を償ふ保険であります。海上保険に於いて保険に付けられるものは、船舶・積荷・運賃等があり、^②之等が暴風雨・坐礁・衝突・船員の惡行・海賊・戰爭・官憲の處分等航海に關する一切の事故に因つて蒙る損害を填補するものであります。^③損害を填補する種類の主なるものには次の様なのがあり

^① 相互會社は保険契約者が相集つて保険會社を作り自らが同時に保険業者となるものであります。一定の期間に保険契約者が支拂つた保険料の總額の中から、其の期間の積立金・支拂保険金・營業費等を支拂ひ、剩餘金を生じた時は之を保険契約者に分配する仕組のものであります。

^② 之を海上保険に於ける保険の目的と謂ひます。

^③ 従つて海上保険は船舶保険・積荷保険・運賃保険等に分けることも出来ます。運賃が保険の目的となるのは、事故がありますと海運業者が運賃を貰ふことが出来ない様になるからであります。

^④ 約束によつては、戰争・海賊等に因る損害を填補しないこともあります。

ます。

一 単獨海損擔保 之は全部破壊した場合の全損と損害を皆んなで負擔する共同海損の分擔額と、損害を自分一人で負擔する單獨海損との三つの中何れでも、其の損害を填補する約束のものであります。

二 単獨海損不擔保 之は全損か又は、共同海損の分擔額だけを償ふものであります。單獨海損は名前のように擔保しませんが、それでも損害の原因が沈没・坐礁・膠沙・火災・衝突の五つの場合には單獨海損でも擔保します。

三 全損のみ擔保 之は名前のように全損だけを擔保するものであります。保險會社の責任が軽いので、保險料も他のものに比べて低率です。

私等が積荷を海上保險に付けるには、先づ保險會社に申出で、保險金額・保險料其の他の事項の打合せをして、一定の積荷保

皆の爲に犠牲になつた損害を皆が負擔するの(損害)が共同海損

委付書	
委付物件荷印數量	浦芝 ^S 1/20 綿布壹〇〇俵也
保險金額	貳〇〇〇圓也
保險券發行店番號	貴社本店 第八〇八號
積込船名	大井丸
遭難日	昭和△年十一月十一日
遭難場所	遠州灘
本船坐礁破碎	無
屬付物件ノ負擔ニ	無
國庫付債務ノ有無	無
右物件貴社ニ委付致候間御承諾ノ上に保険金ノ全部御支拂被下度	
候尤モ一旦委付致候上ハ如何ナル事情アルモ後日此ヲ取消サザル	
ハ勿論又該物件ノ所有權ハ舉テ貴社ニ委付可申候ニ付隨意御處	
又被下後日ニ至リ苦狀申聞敷候仍テ船荷證券相添ヘ委付書如件	
昭和△年十一月十五日	
廣島市三穂町三〇ノ四	
東京海上保險株式會社御中	
大川三郎印	

・險申込書①を差出します。保険会社は之によつて、積荷保険證券②を作成し、保険料引換に其の領收證と共に、之を私等に交付して呉れます。若し途中で、保険契約で約束した事故が発生しましたら、私等は直ちに之を保険会社に通知し、且つ極力損害防止に力めなければなりません。③損害確定の上は保険会社に請求して其の調査を乞ひます。保険会社は之に對し、鑑定人の損害評價、精算人の精算に従ひ損害を填補します。若し又保険に付けたものが、全部は喪失しないが而かも損害が莫大であるとか、其の他の事情によつて、全部喪失したと、同じ様になつた場合には、私等は其のものに關する一切の権利を保険会社に移してしまひ——之を委付と謂ひます。全損と同じに見て、保険金全部を請求することが出來ます。

第二節 火災保険

第八〇八〇號	火災保険證券	參印 收錢印
保険契約者 會社戸田商店	保険合名會社戸田商店殿	自昭和△年拾壹月拾日午後四時至昭和△年拾壹月拾日午後四時
一保険價格 金壹萬貳千圓也	一保険金額 金壹萬圓也	一保険期間 廣島市大丁町三丁目三番地
右保険ノ目的ノ所有者合名會社戸田商店殿昭和△年拾壹月	圓也——對シ昭和△年拾壹月拾日ヨリ昭和△年拾壹月拾日當會社ト火災保険ノ契約ヲ結ヒ前記ノ保険額壹萬	ニ至ル期間ノ火災保険料シテ金壹百貳拾五圓也フ當會社拂込ミタルヲ以テ當會社ハ此證券裏面ニ記載ノ約款ニ據
右保険ノ目的ノ所有者合名會社戸田商店殿昭和△年拾壹月	リ右保険ノ目的ノ火災保険スルモノ也	鑑定人の損害評價、精算人の精算に従ひ損害を填補します。
マ作成ス	昭和△年拾壹月拾日當會社ニ於テ此證券	若し又保険に付けたものが、全部は喪失しないが而かも損害が莫大であるとか、其の他の事情によつて、全部喪失したと、同じ様になつた場合には、私等は其のものに關する一切の権利を保険会社に移してしまひ——之を委付と謂ひます。
森山茂印	東京火災保険株式會社	保険会社は之によつて、積荷保険

火災保険といふのは、火災に因つて生ずる損害を填補する保険であります。火災保険に於いては、動産(商家の商品・什器、工場の機械・器具、原料品・製造品、一般家庭の家具・家財等)、不動産(營業用・家庭用・屋・工場・倉庫・住宅等)、其の他の出火の爲他人に與へた損害を賠償しなければならぬ責任、火災に罹らねば取れる筈の家賃等があり、(1)火災による燃焼の危険、(2)火災に因る熱又は煙の危険、(3)消防避難の危険、(4)火災の際の盜難の危険等に因つて蒙る損害を填補するものであります。^②

火災保険の契約期間は、普通は一箇年であります。場合によつて、一箇月・三箇月・六箇月と短期に定められることもあり、又危険の多い冬季の間だけとか、質物を保管する間だけとか、と臨期間だけ約束されることもあります。^③

我等が店舗なり商品なりを火災保険に付けるには、先づ保

第十二條	火災保険約款
第十三條	保険火災保険契約書
第十四條	保険火災保険契約書
第十五條	保険火災保険契約書
第十六條	保険火災保険契約書
第十七條	保険火災保険契約書
第十八條	保険火災保険契約書
第十九條	保険火災保険契約書
第二十一条	保険火災保険契約書
第二十二条	保険火災保険契約書
第二十三条	保険火災保険契約書

- ①從つて火災保険は、動産保険・不動産保険・家賃保険等に分けることもあります。
- ②約束によつては、之等の中の或る危険に因る損害は填補しないことに定められこともあります。
- ③從つてそれぞれ普通保険・短期保険・臨時保険などといふ名前も使はれます。

險會社に之を申出で、社員の來訪・實地検査を受け、保険價額・保険金額・保険期間保険料其の他の要件の打合せをし、火災・保険申込書を差出し、保険料を支拂はねばなりません。社員は之に對し、保険料受領證を交付して歸り、後に火災保険證券を作成して會社から送付して呉れます。保険期間中に、保険の目的が火災に罹つたときは、其の旨を直ちに會社に報じ、損害見積書を作成し、辨償金請求書と共に之を會社に提出します。會社は之等の書類及び實地の検證によつて、其の損害を決定し、契約に基いて其の填補をして呉れます。

第二節 生命保険

普通に生命保険といふは人の生死に關し、一定の金額を支拂ふ保険を謂ひます。其の種類として、生存保険・死亡保険・養

- ①保険の目的（保険に付けるもの）に對して私等の有つ利害關係（之を被保険利益と謂ひます）を金額で表はしたもの。
- ②保険價額以内に於いて、どれだけか保険に付けることに約束する金額。事故があれば此の金額までは償つて貰へます。
- ③外國の火災保険會社中には消防自動車等を用意して居る向もあります。

印紙
參印
參印
印紙

第八〇八號

生命保険證券

一保険金壹萬圓也
保険契約日 昭和△年十二月十五日
保険期間 年齢五十歳
保険料拂込期間 二十五年
保険料拂込期日 每年六、十一月十五日

取締役社長 吉田正作印

此證券は昭和△年十一月十七日 東京本店三於テ之作成ス

ラタルトキハ保険金額ヲ保険金受取人ニ支拂ヒ申候

縦款候ニ付保険期間満了ノ時又ハ期間満了前ニ被保険人死亡セ

當會社ハ當會社ノ保険約款ニ據リ前記要件ノ老生命保険契約ヲ

被保險人 戸田忠士 戸田廣子 戸田忠士

時被保險人死亡ノ妻 戸田忠士 戸田廣子 戸田忠士

老保険の三つあることは前に述べた通りであります。此の中、生存保険といふのは、保険に加入した者①が一定の年齢迄生存することが出来たとき、保険金の貰へるものであります。例へば十八歳受取嫁資保険、十九歳受取學資保険、二十歳受取徵兵保険、五十歳受取敬老保険などといふのが之に當ります。死亡保険といふのは死ねば何時でも保険金の拂渡されるものであります。ところが右の生存保険は、一定の年齢に達しない中に死ねば保険金が貰へないといふ短所があり、死亡保険は死ななければ何時迄経つても保険金が拂渡されないといふ短所がありますので、現今では兩方の長所だけを採つた養老保険といふものが廣く行はれて居ります。此の養老保険といふのは、一定の年齢に達した時は勿論、途中で死んだ時でも、保険金が拂渡される仕組のものであります。この他に尙社會政策的に政府が全國の郵便局で取扱ひをして居る簡

①被保險者。

易生命保険、郵便年金、小兒保険といふのがあります。①此の他最近團體生命保険の方法が生れました。

私等が生命保険に入するには、先づ保険會社に申出で、社員の來訪を待つて、色々必要な事柄を尋ね、生命保険申込書に所定事項を記入し、之を差出さねばなりません。社員は早速醫師を伴つて来て、私等の健康診斷を行ひ、既往現在の疾病、近親の死因等を聴取し、或は申込に應じ、或は拒絕し、或は保険料の増額を要求します。會社が申込に應じた時は、私等は保険料を支拂ひ、生命保険證券の交付を受けます。②萬一事故が發生すれば保険金を貰ふ筈になつてゐる人は遲滯無く之を會社に通知し、死亡診斷書、戶籍謄本、保険金請求書等必要書類を提出し、保険金の支拂を要求します。會社は之等の書類及び實地の調査によつて敏速に其の支拂を致します。

①簡易生命保険の特徴は、イ保険金額の少額な事、ロ無診査なこと、ハ保険金額は保険料月掛十錢を本位として定ること、ニ保険期間の短期なこと、ホ社會政策的の意味ももつこと等です。

②弱體保険。

③保険料は其の後毎年或は毎半年に一定額の拂込みを致します。

④保険金受取人。

養老保険では一定年齢に達した時でも、途中死んだ時でも保険金がもらへる

一 海上保険

の 船舶保險

- ② 積荷保險
二 火災保險
三 生命保險
② 道徳的危險
イ 死亡表
ロ 予定利率
ハ 經營費

第四章 保険料率

海上保険の保険料率は、船舶保險なれば船體・材料・汽罐・汽機等の條件考査の上定められまして、場合々々により、同じ船舶でも、また同じ積荷でも、料率が異ります。近頃船名錄①の完備遭難統計の正確、海洋氣象學や、航路測定術の進歩等によつて、此の料率計算の基礎もだんだん確實になつて参りました。

火災保險の保険料率は、其の危険が概ね物質的危険と道徳的危険との二方面から考量され、精密な調査統計、火災保險地圖②、計算に基いて定められます。物質的危険は位置季節・風向・雨量、其の他建物なれば其の構造・使用目的・消防設備周囲の情況、動産なれば其の種類・性質・貯藏場所・貯藏方法・荷造等によ

①ロイド (Lloyd's) の船名錄、ビューローベリタス (Bureau Veritas) の船名錄は世界で有名なものであります。世界の主要船舶全部について其の詳細なことを記載して居ます。之を見れば船舶の大きさ・構造・其の他の重要な事柄は何でも判ります。

②地圖の上へ色分けなどで火災保險の度合を記したもので、保険者は多年の経験と調査とによつて之を作成し、料率算出の参考にします。

つて考慮され、道徳的危険は政治上・社會上の情況、使用人の風儀・被保險者①の故意・類焼・希望等參照の上定められます。

生命保險の保険料率は、死亡表・豫定利率・經營費等の正確な調査計算によつて定められます。事故の發生することが概ね長年月の後であり、而かも保険料は豫め一定期毎に之を徴しますので、特に綿密な計算を要します。夫のアクチュアリイ②と謂はれるのは此の計算に當る専門家です。

③表料險保老養通普
(萃抜)

金額	年齢
三三三三三三	三十歳
二〇〇、一四〇、一三七、一七六、一五三	三十五歳
一六六、一七七、一五五、一三〇	四十歳
一五五、一七七、一五五、一三〇	四十五歳
一四五、一四四、一三三、一三〇	五十歳
一五五、一七七、一五五、一三〇	五十五歳
一五五、一七七、一五五、一三〇	六十歳
一一一、一一一、一一一、一一一	六十五歳
一一一、一一一、一一一、一一一	七十歳
一一一、一一一、一一一、一一一	七十五歳
一一一、一一一、一一一、一一一	八十年

①保険の目的 (家屋や什器等) に對して利害關係 (即ち被保險利益) を有つてゐる者。

②Actuary.

③此の表は保険金額1,000圓に對する年拂額です。例へば今16歳の人が50歳になつたとき 2,000圓貰ひたいならば $25.81 \times 2 = 51.62 \dots$ 圓を毎年保険料を掛けばよろしい。

第七編 倉庫業及び税關

第一章 倉庫の意義及び種類

倉庫といふのは、其の所有者が一定の報酬を受けて他人の爲に大量の貨物の保管を行ひ、保管貨物に對しては倉庫證券を發行するところの一種の貯藏場を謂ひます。他人の爲に他人の貨物を保管するのが目的ですから、自分の貨物を保管するのが目的の、各商人個々の有つてゐる種々の貯藏所は、ここにいふ倉庫の中には入ません。

保管貨物は動産・不動産何でもよいわけですが、普通は此の倉庫の中へ持ち込むことの出来る動産、動産の中でも貴金属・有價證券等は除き、主に大量に賣買される商品が其の大部分を占めます。^①

倉庫のお蔭で商人は次のような便利を得ます。^①

- (一) 僅かの保管料で商品を寄託することが出来、わざわざ自分に納屋・假置場・自家用倉庫等を建てなくてもよろしい。
- (二) 停車場・埠頭附近に在り、交通機關とも聯絡をとつてゐるので、貨物の揚卸・出入・荷造等に便利です。
- (三) 市況の思はしくない時は、商品を倉庫に寄託し、倉庫證券を得、之を銀行に質に入れて金を借り、一時を凌ぎ、其の商品の直の出るのを待つことが出来ます。
- (四) 見本室や競賣室を備へてゐるので賣買の仲介が頼め

全國營業倉庫在荷品 (昭和九年十月末)		
品名	箇数	金額
米	15,831千箇	172,429千圓
絲	136	95,510
棉	206	47,956
印	284	42,449
羊	114	37,090
雜	1,348	22,151
食	1,246	20,595
料	2,046	18,279
蜜	94	16,919
鮮	212	15,984
綿	150	13,718
洋	23	12,218
護	327	11,528
織		
毛		
織		
蘭		
其他	32百萬箇	665百萬圓
共計		

①此の他國民經濟上にも、倉庫は物價の下落した時は貨物を預り金融の便を與へ、物價の騰貴した時には之を出庫して供給を潤澤にし、自然に物價調節の役目をも果します。

②主なるものは91頁の表によつて見て下さい。

倉庫は他人の貨物を預り、倉庫證券を發行する

ます。又、商品を引渡すときには、之をわざわざ出庫しなくとも、倉庫證券を買手に手渡しさへすればよろしい。

倉庫を法律上から分けば大體普通倉庫・農業倉庫・保稅倉庫の三つとなります。

一、普通倉庫は一般商法の規定に従つて建設經營されるものです。

二、農業倉庫は農業倉庫法の規定に従つて建設經營されるものです。

三、保稅倉庫は保稅倉庫法の



○圖は東京・三菱倉庫株式會社です。

規定に従つて建設經營されるものです。

保稅倉庫は輸入手數未濟の貨物^①を主として預るものであります。外國から持つて來ても思はしい直段で賣れない時、之に賴めば三箇年を限り保管して貰ふことが出来、其の上藏置中^②は輸入税の支拂も猶豫して貰へて、輸入商人には非常に便利なものであります。官設と私設との二種があります。^③

第二章 倉庫業及び倉庫業務

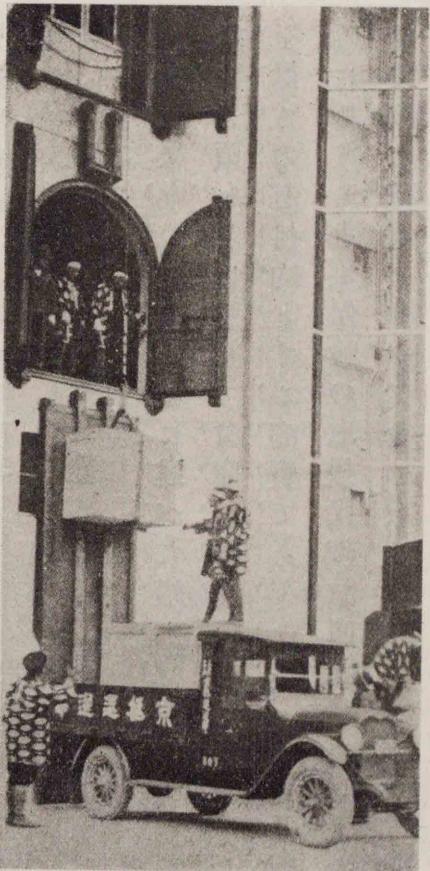
倉庫業といふのは前に述べた様な倉庫の設備をし、他人の貨物を預り、之に對して倉庫證券を發行し報酬として保管料を得るのを目的とする商賣であります。又貸倉^④・倉移^⑤・受寄^⑥の如きの業務に對する火災保険の取扱代理、倉庫證券による金融の周旋、受寄物の賣買の仲立代金の取立、出保管^⑦・陸揚^⑧通關手續の代

①即ち未だ輸入税の納めてない外國貨物。

②倉庫は尙、構造設備からは普通倉庫・冷藏倉庫・乾燥倉庫・グレンエレベーター (Grain Elevator=穀物混合保管倉庫)・浮動倉庫等に、保管貨物からは穀物倉庫・棉花倉庫・煙草倉庫・家具倉庫・農具倉庫等に分類されます。

③例へば貨物を東京の倉庫から大阪の倉庫へ移し、寄託者の爲に運送の手續まで行ふこと。

④貨物の入つて居る商人の自家用倉庫に行き、其の保管の任に當り、倉庫證券を發行すること。依頼者は之によつて金融の道を得ます。



倉庫の荷役實況(東京三菱倉庫)毛織物出庫

理等種の業務が之と兼營されることが少くあります。私等が貨物を倉庫に寄託するには、先づ便宜な位置にある倉庫につき設備保管料等を調べ、之に對し一定の書式による寄託申込書①を差出さねばなりません。倉庫業者は之につき、貨物・倉庫等の事情を考へ、差支へ無い限り之を受諾し、倉庫及び入庫日時を指定して入庫指圖書を私等に呉れます。

等は指定日時に此の指圖書と共に貨物を指定倉庫へ運びます。倉庫では現場係が指圖書と對照して貨物を受取り、此の旨を營業係に報告します。乃ち、營業係は預りの證として、或は倉庫證券・禁流通保管證書等を作成し、或は保管通帳に記入し、之を私等に交付して呉れます。若し私等が此の預りの證によつて、貨物の賣買をしたり、質入をしたりしたいときは、私等は是非とも此の中の倉庫證券の交付を乞はねばなりません。①倉庫證券には倉荷證券②一枚きりのものと、預證券・質入證券③二枚續きのものとの二種がありますが、現今我が國では殆ど倉荷證券ばかりが用ひられて居ります。

貨物の寄託中は、私等は、何時でも倉庫に申出て、貨物の點検をしたり、見本の摘出をしたり、其の他保管に必要な處分を施したりすることが出来ます。出庫希望の場合には、前に貰つておいたどれかの預りの證を、倉庫營業係に持參し、保管料を

①倉庫證券は鐵道の場合の貨物引換證、船の場合の船荷證券に相當するものです。

②上巻79頁を見て下さい。之は一枚で賣買にも質入にも使はれます。

③質入證券で質入をして銀行などから金を借りておき、他方預證券を使つて貨物の賣買をすることが出來て、運用が甚だ巧妙に出來てゐますが、手續が複雑なため、日本で餘り歡迎されません。

支拂ひ、出庫指圖書を貰ひ、之を現場係に持參して、貨物の引渡を受ければよろしい。

第三章 保管料率

倉庫の保管料率は、其の貨物の價額と重量容積との兩方から割出して、一箇一箇月幾何として示されるのが普通であります。^① 卽ち、先づ其の貨物の價額からは、例へば普通品なれば其の價格の一萬分の十四、危險品なれば一萬分の二十乃至五十などとして、或る料率を出し、別に又重量容積からは一箇に付されだけと出し、兩方のを合せて、一箇一箇月の保管料率、幾何として示されるのが普通であります。そして、重量容積による率は、荷造が變らぬ以上、いつも變らぬものでありますから、通常、各倉庫會社で之を表にして定めておきます。左に其の一例を示すことと致しませう。

從量率表											
			内國米	同麥	同穀	同豆粕	同雜穀	同大豆粕	同人造肥料	同精製糖	同粗製糖
二二・七	七	同	六〇	一五〇	一六〇	二一・五三	三七・五	六〇	六〇	六〇	六〇
二二・七	七	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
袋		袋	袋	袋	袋	袋	枚	袋	袋	袋	袋
壹錢四厘		壹錢四厘	壹錢四厘	壹錢八厘	壹錢八厘	壹錢八厘	錢	錢	錢	錢	錢
油	三六・〇六	立	洋紙	白紙	木紙	綿絲	毛絲	生絲	支那棉	米國綠棉	孟買綠棉
			油	油	油	絲	絲	絲	同	同	同
	三六・〇六	立	百	反	入	四拾玉	貳拾玉	三三・七五	三三・七五	三三・七五	三三・七五
			錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
貳	至自四	拾五	拾五	拾五	拾五	貳拾	貳拾	拾五	拾五	拾五	拾五
錢	四	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

税關は海港又は陸接國境に在つて、外國貿易に關する、次の様な色々の事務を掌るところであります。^①

(一) 關稅の徵收。^②

第四章 稅關の意義及び組織

- ①廣島港には神戸税關廣島出張所があります。
- ②關稅には輸入稅・輸出稅・通過稅等がありますが、現今各國で行はれて居るのは殆ど輸入稅ばかりです。

①價額のみから定めますと、安い物で重量容積の大きなものを保管するときに不利であり、重量容積のみから定めますと、高價な責任の重い物で重量容積の大變小さいものを保管するときに不利であります。

(二) 貨物輸出入の取締。

(三) 船舶入出港の監督。

(四) 保稅倉庫・保稅工場等の監督。

保稅倉庫のことは前に述べました。①保稅工場②といふのは、外國貨物に加工したり、之を原料として製造したり、又は之の改裝仕分其の他の手入をする工場であります。一箇年を限り、輸入稅未納の外國貨物を此所に藏置することが出来ますから、加工貿易業者には極めて便利なものであります。尙ほ我が國に於いては貿易はすべて開港を通じて行はれ、法律にも開港でなくては外國貿易船は出入する事が出來ない様に規定されて居ります。③

それから、我が國では内地が横濱・神戸・大阪・長崎・門司・函館の六稅關區域に分たれ、朝鮮が仁川・釜山・新義州の三區域に分たれ、臺灣が基隆・高雄の二區域、關東州が大連の一區域となつて

居り、各區に各其の名前の稅關が配されて居ます。稅關の下には、稅關支署・稅關出張所・稅關支署出張所・稅關監視署等があり、之が區内の各所に配置されてゐます。

又、一つの稅關には、稅關長以下多數の職員が其の事務を掌つて居ります。

第五章 貨物の輸出入手續

輸出入せられる貨物は、關稅のかかるか、かかるいかによつて、有稅品と無稅品とに分けられます。

無稅品の中には、ホツップ・棉花・燐寸・軸木・チークの様な、國內に產しないとか、我が國の産業の爲必要などかいふ狹い意味の無稅品と、皇室御料品・軍用品・博覽會出品物の様な特別の免稅品とがあります。

私等が貨物を輸入するには、先づ積荷目録①が船長から稅

○昭和十年中に於ける下記各港の貿易高は次の通りです。

	輸出	輸入	輸出	輸入
神戸	910,899,000圓	821,641,000圓	名古屋	129,478,000圓
横濱	626,017,000	616,588,000	廣島	2,886,000
大阪	620,143,000	546,750,000	尾道糸崎	972,000

①船舶に積んだ積荷につき一々、船荷證券番號・仕出地・仕向地・記號番號・包裝の數・包裝の種類・品名・數量・荷受人等を明らかにした書類です。

①93頁を見て下さい。

②廣島縣には福山市に帝國染料製造株式會社・廣島市に田中罐詰工場、尾道市、豐田郡等にも保稅工場があります。

③廣島港は不開港ですが、大正九年其の一部を保稅地域として指定されましたから、ここに外國貨物の藏置が出來ます。尙稅關長の特許を経て、特に外國貿易船も出入することが出來ます。

關に提出されるのを待ち、稅關指定の場所に貨物を陸揚し、それから輸入申告書といつて、貨物の仕入地、積出地、產出地又は製造地・記號・番號・品名・箇數・數量・價格、其の他積載船舶の名稱・國籍等を記した書類を作り、之に外國の仕入地で作成され、貨物賣渡人の署名のある仕入書を添へ、稅關總務課の申告書受附係に提出しなければなりません。① 稅關は申告書と積荷目錄とを對照し、一定の検査を行ひ、——有税品ならば、申告價格について鑑査を行ひ、稅額を算出し、納稅告知書を作つて私等に交付し、私等が日本銀行出張所に納稅して、其の領收書を差出すのを待つて、輸入免狀を下付して呉れます。乃ち、私等は此の免狀を稅關監視部に示し、貨物に對して検印又は檢印證を受け、通關

我が國の貿易額 (内地・朝鮮・臺灣)(単位百萬圓)			
年次	輸出	輸入	差引
大正 1	568.9	689.7	△120.7
5	1,199.7	808.6	391.1
昭和 1	2,118.8	2,563.4	△446.6
2	2,065.0	2,358.7	△293.7
3	2,038.0	2,372.8	△334.8
4	2,217.6	2,388.5	△170.9
5	1,518.6	1,680.1	△161.5
6	1,179.2	1,319.4	△140.1
7	1,457.2	1,524.5	△67.2
8	1,932.0	2,017.5	△85.4
9	2,258.0	2,400.4	△142.3
10	2,499.0	2,472.2	△26.8

①税率協定や最惠國條款によつて輸入税を安くする約束の國から輸入するときは、その國で出來たといふ原產地證明書を添へることを忘れてはなりません。

申告書を出して、通關許可證を貰ひ、之によつて貨物を稅關構外へ搬出すればよろしい。

次に貨物を輸出するには、矢張り、貨物の明細、積載船舶の名稱・國籍等を記した輸出申告書を稅關に提出し、貨物を稅關指定の場所に搬入し、検査を受けなければなりません。稅關は、輸出貨物からは別に稅をとりませんから、簡単に一通り之を検査して、輸出免狀を私等に下付して呉れます。乃ち、私等は此の免狀を稅關監視部に示し、貨物に對して検印又は檢印證を受け、其の船積を行ひ、船積終了の上は、免狀の裏に『認船積』といふ捺印を稅關官吏から受ければよろしい。

第八編 取引所

第一章 取引所の意義及び效用

取引所は一定の資格の有る者だけが、一定の時に集り、一定の物件を一定の方法で賣買するところの特設の市場であります。^①

一定の資格の有る者には、會員と取引員との二種があります。會員といふのは自分達で會員組織の取引所を拵へ、其處で賣買を行ふ者であり、^② 取引員といふのは株式會社の組織で立てられた取引所の許諾を受けて、其處へ専屬して取引を行ふ者であります。

株式會社組織取引所 ^③ 数	二六	取引員數	八八	資本金	四、〇〇二、〇〇〇圓
會員組織取引所 ^④ 数	六	會員數	一八	醸金高	七一、四五〇圓

(昭和十一年十二月末調)

何れも一定の資格を具へ、商工大臣の免許を受け、取引所へは一萬圓以上の身元保證金を納めねばなりません。^⑤ 一定の時といふのは、取引所により毎日午前と午後とに一定の立會時間が定められて居るのをいひ、一定の物件とは取引所によ

つて、有價證券とか、米、綿絲、砂糖、或は人造絹絲等取引する商品が限定されて居るのをいひます。

一定の取引方法に就きましては、次の章で詳しく述べて居ります。

取引所を其の取引物件から分ければ次の様になります。

一、證券取引所 主として公債證書、株券、社債券の取引される取引所であります。我が國では普通に、株式取引所と謂はれてゐます。東京株式取引所(日本橋區兜町)大阪株式取引所(東區北濱)廣島株式取引所(銀山町)等は此の例であります。^⑥

二、物産取引所 米穀、生絲、棉花、綿絲布、砂糖、大豆粕、人造絹絲等の取引される取引所であります。我が國では普通に、商品

○取引所の立會時間	
○廣島株式取引所立會	
前場	後場
自午前八時五十分	自午後一時
至午前十一時 ^⑦	至午後三時 ^⑧
○横濱取引所生絲立會	
前場	後場
第一節 午前九時三十分	第一節 午後一時四十分
第二節 午前十一時三十分	第二節 午後三時三十分

①何れの取引所でも立會の開始時刻は規定されてゐるが、終了即ち大引時間には別に定めがない。從て其の日の相場の動靜に依り遅速がある。

②歐洲大陸や満洲の證券取引所中には貨幣や手形を取扱ふものもあります。

③商工大臣の免許を得て設立するものであつて、實際に賣買取引の繁盛なる所以外溢りに設立を許さない。

④會員組織取引所 小樽、東京砂糖、福井人絹、名古屋綿絲布、大阪砂糖、神戸穀肥。

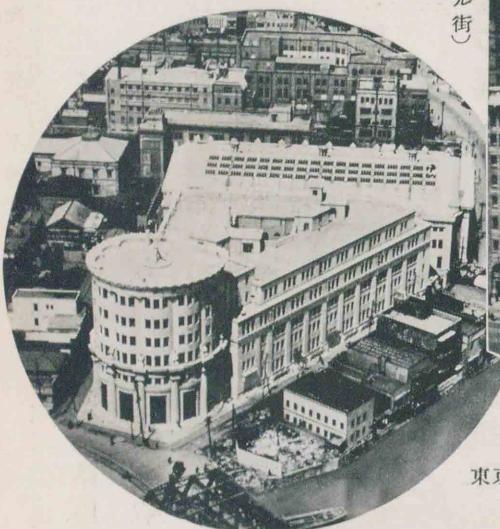
取引所と謂はれてゐます。東京米穀商品取引所(米、綿絲、人造絹絲を取引する)①や大阪三品取引所(棉花、綿絲、人造絹絲を取引する)の様に多種の商品を取扱ふものと、堂島米穀取引所や名古屋米穀取引所(米、福井人絹取引所(人造絹絲))の様に單種の商品を取扱ふものとがあります。②

取引所の效用としましては、次の様なものを擧げることが出来ます。

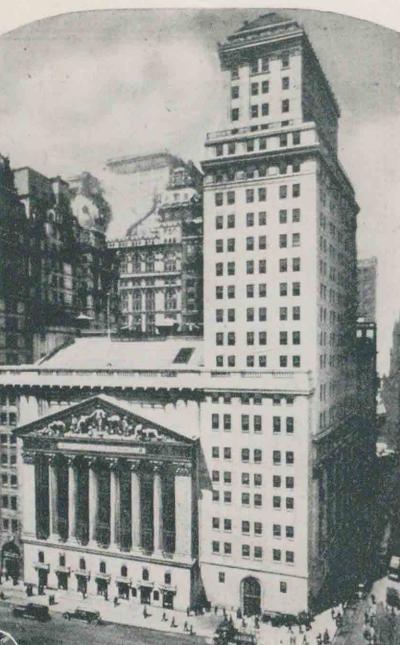
(一)色々市場の在る中で、最も完全な制度、監督、設備を有し、取引が自由、迅速、安全、確實、公正に行はれ、需要と供給とを最も圓滑に投合させること。

(二)取引物件の集散を容易にし、有價證券市場に在りては資本の放下とか新しい企業の設立とかに役立つこと。

(三)公明公開な競争取引による相場即ち公定相場を示し世の中に相場の標準を與へること。



紐育株式取引所(ウォール街)



東京株式取引所(兜町)



東京株式取引所内部 一 立會中の實況



廣島 茶葉 取引 所 の 立 景 観 光

(四) 買賣參加者の中には現在の商狀に捉れず、將來を豫想して騰ると思へば買ひ進み、下ると思へば賣り進む者があるから、世の中の相場の急激なる變動が少くなること。^①

(五) 生産業者又は有價證券所有者は此處を利用して掛繫取引のといふことを行ひ、自己の商賣又は資產を安全にすることが出来る。

(六) 大量の取引が容易に行はれること。

第二章 取引所に於ける取引

第一節 取引の種類

我が國の取引所に於ける賣買取引には一、清算市場に於ける賣買取引と、二、實物市場に於ける賣買取引との二大別があります。そして前者の中又有價證券に付ては更に(一)長期清算

^①勿論現在の商狀に捉はれず、將來を豫想して賣買する筋にも先の相場を見誤ることがあつて實狀と懸隔甚しい相場が生れるとか、流言蜚語が行はれるとか、買占めや賣崩しが行はれるとか、人が射利心をそゝられるとかいふ弊害もありますが、效用は弊害を償つて餘ります。

^②例へば、紡績會社は棉花を購入すると同時に之を棉花取引所に賣り繫ぎます。かうして置きますと、先になつて棉花が下落し、従つて彼の製品綿糸が下落し高い原料で作つたものを安く賣り、損をして工賃も得られぬ様なことになつても、前に高く賣り繫いて置いたのを安く買ひ戻して、取引所で得をしますから、一般綿糸市場で綿糸が下落して損した分を大體取返

取引と、(二)短期清算取引があり、商品に付ては(一)格付清算取引と、(二)銘柄別清算取引とがあります。

一、清算市場に於ける賣買取引

之は取引の履行に關して、取引所所定の期限があり、その期日に於て受渡をするのであります。此の期限の來ない中に、一旦買つた物も轉賣し、一旦賣つた物も買戻しさへすれば期限になつても實物の受渡はしなくともよく只、賣直と買直との差金を清算し、之を授受しさへすればよいといふ仕組になつてゐる取引であります。

(一) 長期清算取引 其の取引契約の締結から履行期限までの間の長期に涉るものと謂ひます。^① (株式は三ヶ月三限、公社債は二ヶ月三限)

(二) 短期清算取引 其の取引契約の締結から七日以内の期限を以て履行期とするものを謂ひ、賣買物件は株式に限られてゐます。歐米の翌日取引と略似て居り、廣島株式取引所

へすことが出來ます。そして大體工賃だけは確實に手に入ることになります。取引所が保険作用を有つと謂はれるのは、かういふ風に取引所が利用されることを謂ひます。

①期限は取引所令によつて、有價證券・米・雜穀(豆類を除く)・鰯肥料にあつては3箇月、蠶絲・人造絹絲・豆類・馬鈴薯・澱粉・砂糖・肥料にあつては6箇月、棉花・綿絲・綿布にあつては12箇月と最長限が法定されてゐます。

などでは、業務規程に依り、今日の賣買は明日履行する様になつて居りますが、賣方と買方との合意によつては繰延料^①を授受して、賣買成立の日から一ヶ月以内之が繰延も出来る様になつてゐます。

(三) 格付清算取引 履行期間は商品の種類に依つて異りますが、一定の標準品を定めて賣買を行ひ、格付の方法に依る代用品をも受渡に供用することを得るものと謂ひます。^②

(四) 銘柄別清算取引 履行期限はやはり商品の種類に依つて異ります。この取引は現物又は見本に依らず、單に物件の特定の名稱即ち銘柄又は等級別を表示するのみにて行ふ賣買を謂ひ、相對賣買の方法に依ること、受渡期日前の差金決済を許されぬことも格付清算取引の場合と相違して居ります。

二、實物市場に於ける賣買取引

之は、期限の長短を問はず、差金の授受によつて其の決済をすることが認められず、必らず、實物の受渡をしなくてはならぬ仕組になつてゐる取引であります。

十日とか取引所所定の期限内に受渡すことになつて居り、
賣買物件には證券取引所では株式及内外國公社債、商品取引
所では東京米穀商品取引所其他の米、名古屋綿絲布取引所の
綿絲、神戸穀肥取引所の大豆粕等があります。廣島株式取引
所では受渡は賣買の當日から起算して十日以内に、賣方勝手
渡といつて、賣方の都合のよい日に受渡する様に定めてゐま
す。

第二節 立會及賣買取引の單位、呼直

一、立會 會員又は取引員が取引所で行ふところの賣買を

謂ひます。午前と午後の二回に行はれ、午前のものは前場又は本場といはれ、午後のものは後場といはれます。米穀其の他の物産の場合には、此の各場が更に數節に分たれます。例へば蠣殻町(東京米穀商品取引所)では、前場は八節に、後場は七節に分たれてゐます。

取引の種類によって取扱員を分ければ次の様になります。

- (1) 一般取引員 長期清算取引に主として從事し、又短期清算取引・實物取引・國債取引にも從事する者。廣島株式取引員は全部之です。

(2) 短期取引員 短期清算取引に主として從事し、又實物取引・國債取引にも從事する者。

(3) 實物取引員 實物取引に從事する者。

(4) 國債取引員 國債取引に從事する者。

廣島株式取引所では長期清算取引の銘柄が公債3種、株式36種、短期清算取引の銘柄が株式34種あります。

圖中數字の缺けて居るのは之れに當る相場が出來なかつたことを示します。

「日本郵船株式」第三部には「帝國人造絹絲株式」と書いた札が掲げられ一齊に其の相場が建ちます。其の結果例へば「大新」七十二圓、郵船六十七圓十錢、帝人百二十一圓五十錢と直が附きます。續いて各部とも順次他の銘柄の相場を建て、行つて、第一部では「東新」第二部では「商船」第三部では「藝鐵」まで行きます。此の最初の相場が短期前場寄付相場と謂はれます。

短期の寄付の立會が済むと九時十分から長期清算取引立會場の正面高場に「大阪株式取引所新株式」と書いた札が掲げられ其の當限の相場が建ちます。例へば七十二圓十錢となります。次に中限の相場が建ちます。例へば七十二圓六十錢となります。次に先限の相場が建ちます。例へば七十三圓となります。次に大株・東新・東株等多數の株式に付各々當限・中限・先限と順次に立會せられて全部の銘柄を終ります。此の相場が長期前場の寄付相場と謂はれます。

短期清算取引も長期清算取引も寄付の立會が済むと前場大引相場が建つまで接續賣買が行はれます。^① 其の間午前十時に中廻相場が建ちます。^②

前場大引相場(午前十一時前後)の立會方法も寄付の立會と略同じであります。が、長期清算取引の方を短期清算取引の前に済ますことと銘柄の順序が一部分變るのみであります。

之で前場を終ります。後場では又之と同じ事を今一度繰返します。そして長期・短期の各銘柄について後場寄付相場(午後一時)後場中廻相場(午後二時)後場大引相場(午後三時前後)等が出来ます。

實物取引は市場の立會して居る間

全國取引所有價證券賣買高表

年別	賣	買	高	左ノ内、廣島株式取引所賣買高
大正15年	176,263,730株			3,067,100株
昭和2	136,659,440			2,188,950
3	112,490,220			2,435,890
4	116,810,450			3,996,580
5	138,564,340			7,340,640
6	174,087,745			12,038,895
7	220,222,594			12,110,403
8	283,368,461			15,196,380
9	272,733,113			15,483,258
10	263,402,032			13,850,012

①接續賣買といふのは寄付と大引との間で刻々に行はれる賣買であります。普通「歩み賣買」と謂はれます。

②中廻相場といふのは接續賣買の中間に於いて、寄付や大引と同様の方法で建てられる相場です。

は何時でも賣買することが出来ます。

二、賣買取引の単位 賣買することの出来る最少數量のことであつて、法令又は業務規程に依つて定められてゐます。即ち清算取引に於ける米に付ては百石、株式に付ては十株といふが如きで、取引の數量は其の整倍數でなければなりません。

實物取引は米なれば一石以上、株式なれば一株以上自由に取引することが出来ます。

三、呼値 賣買物件の一定の分量に對して建つ相場をいふのであつて、市場の値段の表示は總て之に依るのであります。即ち米ならば一石の値段をいひ、株式ならば一株の値段をいふが如きであります。

第九編 補論

第一章 商業の組織

商業をどういふ組織で行ふか、(一)個人で行ふか、(二)組合で行ふか、(三)會社で行ふか、(四)個人とか會社とかいふ企業者の同盟によつて行ふか、といふことは、甚だ大切な事柄であります。以下節を分けて此の研究を致しませう。

第一節 個人商人

個人商人とは、一個の自然人で、商業を經營するものを謂ひます。^①勿論、一個の自然人と言つても、それは主人のことでありますから、個人商人の場合でも、商業使用人は多かれ少なかれ、使はれるのが普通であります。

①法律上人を分けて自然人と法人とにします。自然人は、目鼻手足を有ち泣いたり笑つたりするところの普通自然の人間であり、(例、太郎・次郎)、法人は目鼻手足を具へた實際の人間ではないが、特に法律の規定によつて、自然人と同じ様に、權利や義務を有つことの出来るものとせられたものであります。(例、會社・產業組合)。

個人商人の長所は、（一）業務に忠實であること、（二）獨裁で事をするから事が迅速に済ること、（三）營業の秘密が守られること、（四）使用人との間に美しい情義が生れること等にあり、短所は、（一）資力・信用・技能等に限りのあること、（二）獨裁で事をするから過失のあること、（三）主人の一身上の事情の爲事業が災ひされること、（四）危険な事業には有利なことが判つて居ても手が出せぬこと等にあります。

従つて、個人商人には、比較的小資本小規模で出来、而かも果斷・迅速を生命とする伸立業・小賣業等が適します。

第二節 組合

組合①として商賣をするものには、民法組合・匿名組合・産業組合の三つがあります。以下之を説明しましょう。

一 民法組合

之は二人以上の者がお互に出資をして

共同の事業を營むことを目的とする約束です。商人が他所に支店・出張所等を有たぬとき、其の地の者と此の約束をしたり、資金の缺乏に苦しむとき、お互に之を出し合つて此の契約を結んだりすると、大變便利であります。^①

二 匿名組合^②之は一方の者（匿名組合員）が他方の者（營業者の爲に、出資をし、其の營業から上の利益をお互に分配すること）を約する契約です。金があつて何か商賣はしたいが名前を出すのは困るといふ人と、商才があつて大いに腕を振つて商賣がしたいが、資金が無くて困るといふ人とが此の匿名組合の約束を結びますと甚だ便利です。

三 商業組合 之は商業の改良發達を圖る爲共同の施設を爲す目的を以て設立され事業としては組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬等營業に關する共同施設統計、指導、研究調査を行ふことになつてゐます。

①舊商法では當座組合（一緒の計算で一時の商取引又は作業をするもの）・共分組合（二人以上各自別々に一時の商取引又は作業をして、其の損益を共分するもの）を認めましたが、今でもかういふのが希望なれば此の民法組合の形でいくらでも約束してよろしい。

②商法297條 匿名組合契約ハ當事者ノ一方カ相手方ノ營業ノ爲メニ出資ヲ爲シ其營業ヨリ生スル利益ヲ分配スヘキコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス。

①組合の長短は大體個人商人と會社との中間にあります。従つて上手に運用すれば兩方の長所を一手に收めることが出来ますが、下手にすれば兩方の短所ばかりを有つことになります。

②民法667條の規定によるものですから、商法297條による匿名組合と區別するために、便宜上から呼ばれます。

民法667條 組合契約ハ各當事者ガ出資ヲ爲シテ共同ノ事業ヲ營ムコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス 出資ハ勞務ヲ以テ其目的ト爲スコトヲ得。

四 工業組合 之は重要工产品的製造に關する工業者が、其の工業の改良發達を圖る爲共同の施設を爲す目的を以て設立され、事業としては組合員の製品、原料、材料、設備、加工、販賣等事業經營に關する取締、制限、共同設備、指導、研究調査を行ふことになつてゐます。

五 産業組合 之は資金の少い人々が相集り、お互ひに扶け合ひ、其の産業や經濟の發達を圖ることを目的として組織する法人であります。中に左の様な種類があります。

(一) 信用組合 組合員の爲に貸付や貯金を取扱ふもの。

(二) 販賣組合

組合員の製品を販賣するもの。

(三) 購買組合 産業や生活に必要な物を買ふもの。^①

(四) 利用組合 必要な設備を施し、共同利用を圖るもの。^②

又、之等の組合はそれぞれ聯合して、**産業組合聯合會**を作り、中央には**産業組合中央會**をもつてゐます。かの**産業組合中**

央金庫といふのは之等の爲に銀行の役目をし、當座預金・貸付・割引・爲替等の事務を取扱ふものであります。

第三節 會社

會社といふのは或る事業を行ふ爲に澤山の人々によつて作られてゐる一個の法人であります。其の長所並びに短所は、個人商人のそれと略^は反対であります。従つて大資本を要し、事業の完成、収益等に長年月を要し、利益はあるが危険のある様な事業、例へば運送業、倉庫業、銀行業、信託業、保險業等に之が適します。會社には左の様な種類があります。

一 合名會社 之は連帶無限責任を負擔する社員を以て組織せられる會社です。^①通例、總社員が會社を代表し、業務の執行に當りますが、特に代表社員又は業務執行社員を定めて之に會社の仕事をやらせることもあります。

^①無限責任といふのは會社の財産で債務が済ませぬときは、各自が出資額以外に自分の財産の有らん限り無限に責任を負ふことを謂ひます。連帶といふのは債務を社員の頭割りなどにせず、誰でもそれが済むまでは其の債務額まで責任のあることを言ひます。

^②消費組合と謂はれるのは此の一種です。

^③之等四つのものは往々二つ以上組合せられて、信用購買組合とか、利用販賣組合とかせられることもあります。

二 合資會社 之は無限責任を負擔する社員と、有限責任を負擔する社員とから組織せられる會社です。會社の代表業務の執行等には無限責任社員が當ります。

三 株式會社 之は有限責任を負擔する株主を以て組織せられる會社です。會社の資本は均一平等な株式といふものに分かれ、人々は此の株式に相當する出資をし、株式を得、株主となるのです。會社の事務は、株主總會・取締役・監査役の三つの機關によつて執行されます。株主總會は會社の仕事を定め、取締役は之を行ひ、監査役は之を監督します。

四 株式合資會社 之は有限責



○寫眞は産業組合中央金庫です。

①**有限責任**といふのは會社の債務につき、自分の出資額を限つて責任を負ふことを謂ひます。

	我が國の會社種別(昭和九年)	廣島縣の會社種別(昭和九年)
社	14,357	272
會	41,822	875
社	21,977	472
會	38	0
社	78,194	1,619
會		
合		
株		
式		
合		
資		
會		
社		
會		
合		
計		

任を負擔する株主と、無限責任を負擔する社員とから組織せられる會社です。株主は株主總會を開き、會社の重要事項を議し、監査役を選任する権利を有ち、無限責任社員は會社を代表し、業務を執行する権利を有ちます。

第四節 企業者同盟

企業者同盟とは、企業者が其の取扱ふ貨物について市場の獨り占めをし、直段其の他の條件を有利に導く爲に、仲間同士同盟するものを謂ひます。

左に主なるものを説明しませう。

一 企業者の聯合 之は企業者が永く市場を獨り占めし、生産販賣等を有利にしようとする場合に組織されるものであります。或は生産の制限、或は販路、價格の協定等必要な事柄に就いて規約が結ばれ、加盟者が之を嚴守するものであり

ます。

二 企業の合同① 之も亦一と同じ目的で組織されるものでありまして、全加盟者が皆統一的な一つの組織の中に入つてしまひ、其の目的を達しようとするものです。

聯合の場合には加盟者が各自獨立して居ましたが、此の合同では、皆が其の獨立を事實上失ひ、一團の中へ融け込んでしまひます。

第二章 商業の經理

商業の經理上研究しなければならぬ事柄には、資本・商號・營業所・營業用機器・商業使用人・廣告等色々のものがあります。

資本の調達方法には色々あります^②。此處では會社殊に株式會社の設立の場合のものについて簡単に述べることに致します。株式會社の設立方式には發起設立と募集設立と

の二つがあります。發起設立は七名以上の發起人が株式を全部引受けて設立するものであり、募集設立は發起人が株式の全部を引受けず、其の一部を廣く一般に募集して設立するものであります。株式公募の方式の中にも、發起人自らが知己親戚を頼り、或は新聞・雑誌に廣告して直接募集するものと、個人金融業者・銀行・銀行引受團・信託會社・株式現物團・専門金融會社・放資會社等の仲介機關を通じて間接募集するものとの二様あります。私等は株式會社設立に方つては、先づ之等につき慎重に考慮しなければなりません。

特に商業經理上からは、商號は成るべく呼び易い、覚え易いものを選び、決定した上は之を登記して其の専用權を得なければなりません。營業所・營業用機器については、最新最適のものを用ひ、業務の能率を上げるために力めねばなりません。商業使用者人は、十分其の健康性質・素養・家庭の事情等を調査して

①Trust(トラスト)。此の種のものはアメリカに多く、スタンダード石油會社・トラスト・合衆國鋼鐵會社・トラスト・アメリカ煙草會社・トラスト等は著名なものです。

②(イ)貯金を下ろすこと、(ロ)財産を賣つて金にすること、(ハ)他から借入れること、(ニ)組合を作ること、(ホ)會社を作ること、等々。

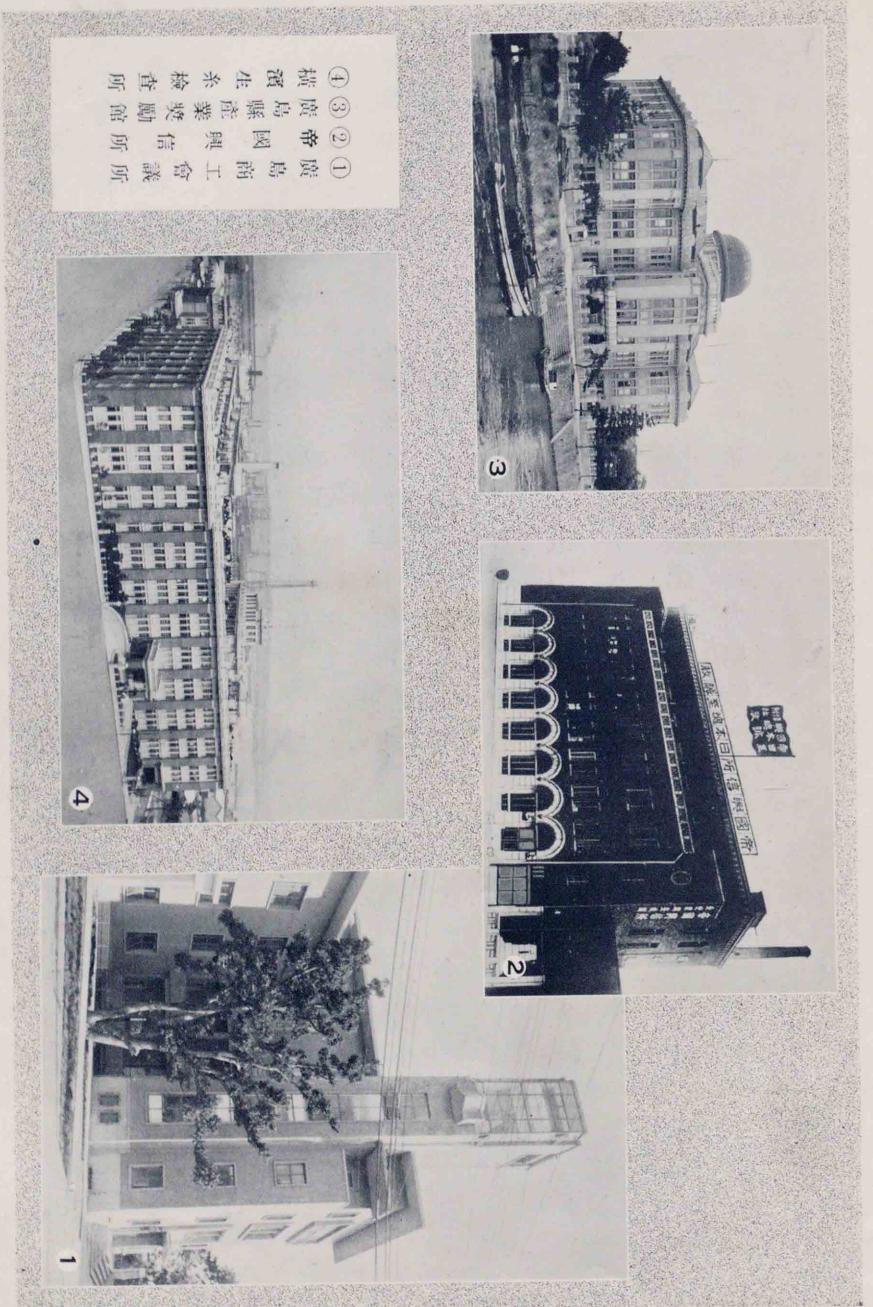
之を選任し、一旦雇入れた上は、適材を適所に使ひ、監督指揮宜しきを得、事務能率の上の様にせねばなりません。①廣告も亦效果多き方法を選び、正々堂々と之を行ふ様にせねばなりません。

第三章 商業助成機關

商業の利益を進め、弊害を少くし、其の健全な發達を圖る爲には、現今色々の商業助成機關があります。左に其の主なるものを解説して本巻ををることと致します。

- 一 商工會議所 一定地域内の商工業者が、商工業の改善發達を圖る爲、相集つて組織する法人であります。種々の調査・統計の事務を行ひ、又商品の鑑定證明等をするものです。
- 二 商業興信所 商工業者の人格・資産・營業の状態、市況等を調査報告する機関です。商工業社會の信用・不信用を明ら

①其の他待遇法については、温情を以て之に接し、給料を厚くし、賞罰を公平にし、衛生的設備をし、舍宅を與へ、教育を授け、兼ねて又積立金・保険・退職給與金等後々の事まで考へてやる様にせねばなりません。



かにし、取引の便利安全を圖る上に大きな役目を果します。^①

三 計理士 商工業者の依頼に應じ、會計に關する検査調査・鑑定證明・計算・整理・立案を行ふ者です。各種企業の健全な成育を圖り、出資者の安全を圖る上に大きな貢獻を致します。

四 同業者組合 一定の區域内の同業者が相集つて組織する團體でありまして、會員の親睦^{おんぼく}を圖り、粗製濫造^{そせいらんぞう}を戒め、不正競争^{ふせうきじょう}を防ぎ、價格の調節を圖りなどするものであります。

我が國には準則^{じゅんそく}同業組合^②、重要物產同業組合^③、茶業組合・酒造組合・水產組合・畜產組合等があります。

五 商業組合 一定區域内の商人が相集つて、商業の改良・發達を計るため共同の施設を行ふ目的を以て、組織する團體であります。商品の仕入・保管・運搬等の共同施設、營業の指導・研究・調查等に關する施設、營業の統制、組合員を相手とする資金の保管・貸付等を行ふものです。

①亞米利加のブラツドストリート・ダン會社、獨逸のシンメルフェング、英吉利のゼイド會社・佛蘭西の商業探明會社等は世界で有名なものです。日本には東京興信所・商業興信所(大阪)・帝國興信所等のものがあります。

②明治十七年十一月二十九日農商務省達第三十七號同業組合準則によつて設立せられたもの。

③明治三十三年三月七日法律第三十五號重要物產同業組合法によつて設立せられたもの。

六 輸出組合 同一種類の重要な輸出品の輸出業者、又は同一市場への輸出業者が、其の輸出貿易の振興を圖る爲め、共同の施設を爲す目的を以て、組織するものであります。近頃本邦輸出品に對する諸外國の輸入制限、輸入割當等があり、從つて諸外國と物々交換的通商協定が締約される様になり、此の組合の活動が特に注目されて來ました。

七 工業組合 重要工業品製造業者が、其の工業の改良、發達を圖る爲め、共同の施設を爲す目的を以て、組織するものであります。原料の共同購入施設、製品の共同販賣施設をするばかりでなく、同業組合による粗製濫造防止を更に一層徹底的に行ふことに力め、製品の検査を行ひ、又需要供給を調節する爲めには、生産の割當統制を行ひます。

八 商品検査所 商品の品質等級を検査し、不正品、粗悪品を防ぎ、商品の聲價を保たうとするものであります。我が國には生

絲検査所、花筵検査所、植物検査所等色々のものがあります。

九 商品陳列所 廣く内外の商品、其の他之に關係のある圖書・寫眞・統計等を蒐め、商工業者其の他の参考に供するものであります。税關見本室、府縣商品陳列館、商工會議所經營商品館等色々のものがあります。

一〇 博覽會 一定の時日を限り、商品其の他の参考品を陳列し、一般の觀覽に供するものです。萬國博覽會、内國博覽會、共進會、產業品評會、產業獎勵會、展覽會、競技會等大小色々のものがあります。

English-Japanese Commercial Terms

太強
字
は音

英和商業語集(下巻に關係のある重なる商業英語中本文に示さなかつたものを参考の爲記します)

Abandonment(アバンドンメント) 委付	A.) (フリーフロム パーティックユラ～アグ～レヂ) 單獨海損不擔保
Accountant(アツカウンタント) 計理士	Freight(フレイト) 連貨
Anonymous Association(アノニマス アッソシエーション) 匿名組合	General Average(ヂュナヘーラル アグ～レヂ) 共同海損
Assurance(アッシュアランス) 生命保險	General Meeting of Share Holders(ヂュナヘーラル ミーティング オヴァシェア ホルダーズ) 株主總會
Auditor(オーディタ～) 監査役	Hedging(ヘッジング) 掛繫取引
Bank(バンク) 銀行	Import Permit(イムボーウルト バ～ミット) 輸入免狀
Bonded Warehouse(ボンデッド ウォーク) 保稅倉庫	Importation(イムボーウル ティーション) 輸入
Bourse(ブルス) 取引所	Industrial Exhibition(インダストリアルエグズビション) 博覽會
Cargo(カーゴ) 積荷	Insurance(インシュアランス) 保險
Certificate of Origin(ザーティフィケート オブオリヂン) 製產原地證明書	Joint-stock Company(ジョイントス
Chamber of Commerce and Industry(チャーチルバ～オブ コムマ～ス アンド インダストリ) 商工會議所	トツク カムパニ) 株式會社
Charter Party(チャータ～ パーツ) 價船契約	Letter of Hypothecation(レツタ～オブ ハイボセケイション) 荷爲替
Clearing(クリーヤリング) 手形交換	Life Insurance(ライフ インシュアランス) 生命保險
Commercial museum(コムマ～シャル ミュゼーイアム) 商品陳列所	Marine Insurance(マリーン インシュアランス) 海上保險
Crossed Cheque(クロツスト チェック) 線引小切手	Overdraft(オーバ～ドラフト) 當座貸越
Current Deposit(カレント ディポズイット) 當座預金	Particular Average(パーティツキユラ～アグ～レヂ) 單獨海損
Custom-house(カストムハウス) 稅關	Premium(ブリーミアム)・保險料
Director(ディレクタ～) 取締役	Produce Exchange(プロデュース エクスチーニング) 物產取引所
Exchange(エクスチー,ンチ) 爲替・兩替・取引所	Share(シェア) 株式
Export Permit(エクスボーウルト バ～ミット) 輸出免狀	Shipping(シッピング) 海運
Exportation(エクスボーウル ティショニ) 輸出	Steamer(ステーマ～) 汽船
Fire Insurance(ファイア インシュアランス) 火災保險	Stock Exchange(ストツク エクスチーニング) 證券取引所
Fixed Deposit(フィックスト ディポズイット) 定期預金	Storage(ストアレヂ) 保管料
Foreign Exchange(フォリン エクスチー,ンチ) 外國爲替	Total Loss(トータル ロス) 全損
Foreign Trade(フォリン ツレー,ド) 外國貿易	Total Loss Only(T. L. O.) (トータル ロス オーウンリ) 全損のみ擔保
Free from Particular Average(F. P. V. A.) 單獨海損擔保	Trust(トラスト) 信託・企業の合同
	Trust Company(トラスト カムパニー) 信託會社
	Warehouse(ウォーアハウス) 倉庫
	With Average(W. A.) (ウイズ アグ～レヂ) 單獨海損擔保

重要統計補遺

人 口	内 地	昭和11.10	70,258千人
歲 出	内地以外	昭和10	30,200千人
我國陸軍常備兵員	"	"	2,206百萬圓
支那陸軍常備兵員	"	"	250千人
蘇聯陸軍常備兵員	"	"	2,200千人
我國軍艦排水噸數	昭 9.8	1,131千英噸	
汽 船(機船ヲ含ム)	昭 10	4,167千噸	
國 富	"	"	1,102億圓
米 產	額	"	57,456千石
正 產	相 場	昭 11.12	3230錢
金 保	額	昭 8	13,701廷
金 有	高 產	昭 11.12	544百萬圓
人 紬	高 產	昭 9	62,459噸
銀 行	總 預 金	昭 11.6	13,409百萬圓
貯 蓄	預 金	"	2,187百萬圓
郵 便	貯 金	"	3,261百萬圓
會 社	拂 达 資 金	昭 9.3	12,187百萬圓
生 命 保 險	契 約 高	昭 11.5	12,650百萬圓
損 害 保 險	契 約 高	"	39,469百萬圓
簡 易 生 命 保 險	契 約 高	"	3,364百萬圓
民 間 飛 行 機	昭 11.7	243臺	
自 動 車	昭 10	121千臺	
自 輸	"	"	2,600百萬圓
輸 輸	"	"	2,617百萬圓
綿 織 物 輸 出	"	"	496百萬圓
生 絲 輸 出	"	"	378百萬圓
棉 花 輸 入	"	"	713百萬圓
羊 毛 輸 入	"	"	191百萬圓
重 油 輸 入	"	"	106百萬圓
國 債	總 額	"	9,580百萬圓
地 方 債	總 額	"	3,187百萬圓

著作権所有



昭和十二年四月三日
昭和十二年四月二十八日
昭和十二年四月二十五日
修正再版印刷新行
昭和十二年四月三日
昭和十二年四月二十八日
昭和十二年四月二十五日
修正再版印刷新行

最新商業教科書與付

價定
上卷金三十錢
下卷金三十錢

發行所

瞭

文

堂

印刷者兼

廣島縣教育會
委員會代表者
深見

東京市神田區錦町一ノ三(錦ビル)

義造

金室

金義

金義

振替東京五〇一六三番
電話神田二四三六番

舊本增補

卷之三

三

文

本居宣長集



演詞

本居宣長

広島大学図書

2000081561

